

きたもとしだいよんきしょうがいふくしけいかく
北本市第四期障害福祉計画

へいせい ねん がつ
平成27年3月
北本市

目次

1	計画の策定にあたって	
(1)	計画策定の背景	1
(2)	障害福祉計画の基本的な考え方	3
(3)	計画の期間	4
(4)	障害者基本法に基づく障害者計画との関係	4
(5)	総合的な自立支援システムの全体像	5
(6)	障害者の「害」の字を「がい」と表記することについて	6
2	障がいの状況等	
(1)	障がい者数の推移等	7
(2)	特別支援学校在籍者数等	9
(3)	障がいの就職状況	11
(4)	アンケート調査結果概要	12
(5)	障がい者数の推計	19
3	基本目標（平成29年度の将来像）	
(1)	福祉施設から地域生活への移行促進	20
(2)	入院中の精神障がいの地域生活への移行	21
(3)	地域生活支援拠点の整備	22
(4)	福祉施設から一般就労への移行	23
4	サービス体系	24
5	障害福祉サービスの見込み量	
(1)	訪問系サービス	25
(2)	日中活動系サービス	27
(3)	居住系サービス	35
(4)	障害児支援	37

(5)	相談支援 <small>そうだんしえん</small>	39
-----	-----------------------------	----

6 地域生活支援事業の見込み

(1)	相談支援事業 <small>そうだんしえんじぎょう</small>	42
(2)	意思疎通支援事業 <small>いしそつうしえんじぎょう</small>	44
(3)	日常生活用具給付等事業 <small>にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう</small>	45
(4)	移動支援事業 <small>いどうしえんじぎょう</small>	46
(5)	地域活動支援センター <small>ちいきかつどうしえんせんたー</small>	47
(6)	理解促進研修・啓発事業 <small>りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう</small>	47
(7)	自発的活動支援事業 <small>じはつてきかつどうしえんじぎょう</small>	47
(8)	その他の事業 <small>た じぎょう</small>	48

	《サービス見込量一覧》 <small>さーびすみこみりょういちらん</small>	50
--	---	----

7 障害福祉サービス等見込量確保のための方策

(1)	訪問系サービス <small>ほうもんけいさーびす</small>	53
(2)	日中活動系サービス <small>にっちゅうかつどうけいさーびす</small>	53
(3)	居住系サービス <small>きょじゅうけいさーびす</small>	54
(4)	地域生活支援事業 <small>ちいきせいかつしえんじぎょう</small>	55

しりょう 資料

(1)	策定経過 <small>さくていけいか</small>	57
(2)	北本市第四期障害福祉計画策定委員会設置規程 <small>きたもとしだいよんきしょうがいふくしけいかくさくていいいんかいせつちきてい</small>	58
(3)	北本市第四期障害福祉計画策定委員会委員名簿 <small>きたもとしだいよんきしょうがいふくしけいかくさくていいいんかいいいんめいぼ</small>	59
(4)	北本市第四期障害福祉計画策定幹事会設置規程 <small>きたもとしだいよんきしょうがいふくしけいかくさくていかんじかいせつちきてい</small>	60
(5)	北本市第四期障害福祉計画策定幹事会幹事名簿 <small>きたもとしだいよんきしょうがいふくしけいかくさくていかんじかいかんじめいぼ</small>	61

1 けいかく さくてい 計画の策定にあたって

(1) けいかく さくてい はいけい 計画策定の背景

「障害者自立支援法」が平成 17 年 10 月に成立し、平成 18 年 10 月から全面的に施行されました。この法律は、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がいの種別ごとにサービス提供のしくみが分かれていた状況を改め、市町村が一元的に福祉サービスを提供するしくみを創設するとともに、利用者負担の見直しや国の財政責任の明確化を通じて制度の安定化をめざすものでした。

その後、「障害者自立支援法」を改称し平成 24 年 6 月に成立した「障害者総合支援法」（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が、平成 26 年 4 月から完全施行されました。障害者の定義に難病等が追加され障害福祉サービスの対象となるなどの改正が行われました。

「障害者総合支援法」においては、都道府県及び市町村に障害福祉サービスに関する計画（障害福祉計画）の策定が義務付けられており、基本的理念やサービス量を見込むためのガイドラインを盛り込んだ「基本的な指針」が国から示されました。本市においても、「第三期障害福祉計画」（平成 24 年度～平成 26 年度）の計画期間の終了にともない、「第四期障害福祉計画」（平成 27 年度～平成 29 年度）を策定するものです。

「障害者総合支援法」から抜粋

<p>(市町村障害福祉計画)</p> <p>第八十八条 市町村は、<u>基本指針</u>[※]に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 <p>3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
--

「基本指針」に示されている障害福祉計画の基本的理念

基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、全ての障害者等が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと及び障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨とする法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画を作成することが必要である。

1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備を進める。

2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）別表に掲げるものによる障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）であって、十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てん*を図る。また、発達障害者*及び高次脳機能障害者*については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図っていく。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO*等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。（以下略）

*印の付いている用語の説明

均てん

生物が等しく雨露の恵みに潤うように各人が平等に利益を得ること。

発達障害者

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいを持つ人のこと。

高次脳機能障害者

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がいがある人のこと。

NPO

継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体。

(2) 障害福祉計画の基本的な考え方

本市では、国の「基本的な指針」における障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、第三期の計画と同様に次の5点を本計画の基本的な考え方（方向性）とします。

① 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいの種別、程度にかかわらず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図っていくための、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

② 相談支援体制の充実

障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援が必要であり、今後も中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の充実を図っていきます。

③ 日中活動の場の確保

障がいのある人が日中活動系のサービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）が受けられるよう、障害者総合支援法に基づくサービスの提供基盤の整備を進めます。

④ 入所施設等から地域生活への移行の推進

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所または病院への入院から地域への移行を進めます。

⑤ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

(3) 計画の期間

平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年を計画期間とします。

平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
第一期障害福祉計画			第二期障害福祉計画			第三期障害福祉計画			第四期障害福祉計画		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 北本でいっしょに暮らそう障がい者プラン（第二次北本市障害者福祉計画） </div>											

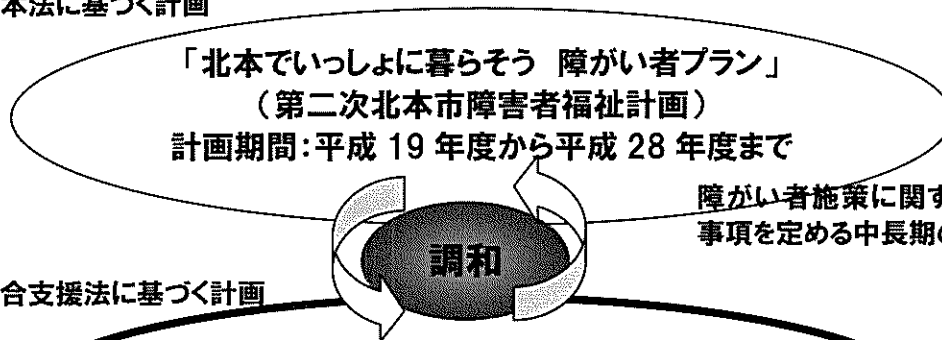
(4) 障害者基本法に基づく障害者計画との関係

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づき、本市の「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」に位置づけられますが、障害者基本法第 11 条に基づく障害者基本計画とは調和が保たれていることが求められます。

本市では、平成 19 年度に「北本でいっしょに暮らそう 障がい者プラン（第二次北本市障害者福祉計画）（計画期間：平成 19 年度から平成 28 年度まで）」を策定し、平成 23 年度には同計画の中間見直しを行いました。

本計画の実施にあたっては、第二次北本市障害者福祉計画と調和を保ちながら、進めていくこととします。

障害者基本法に基づく計画



障害者総合支援法に基づく計画

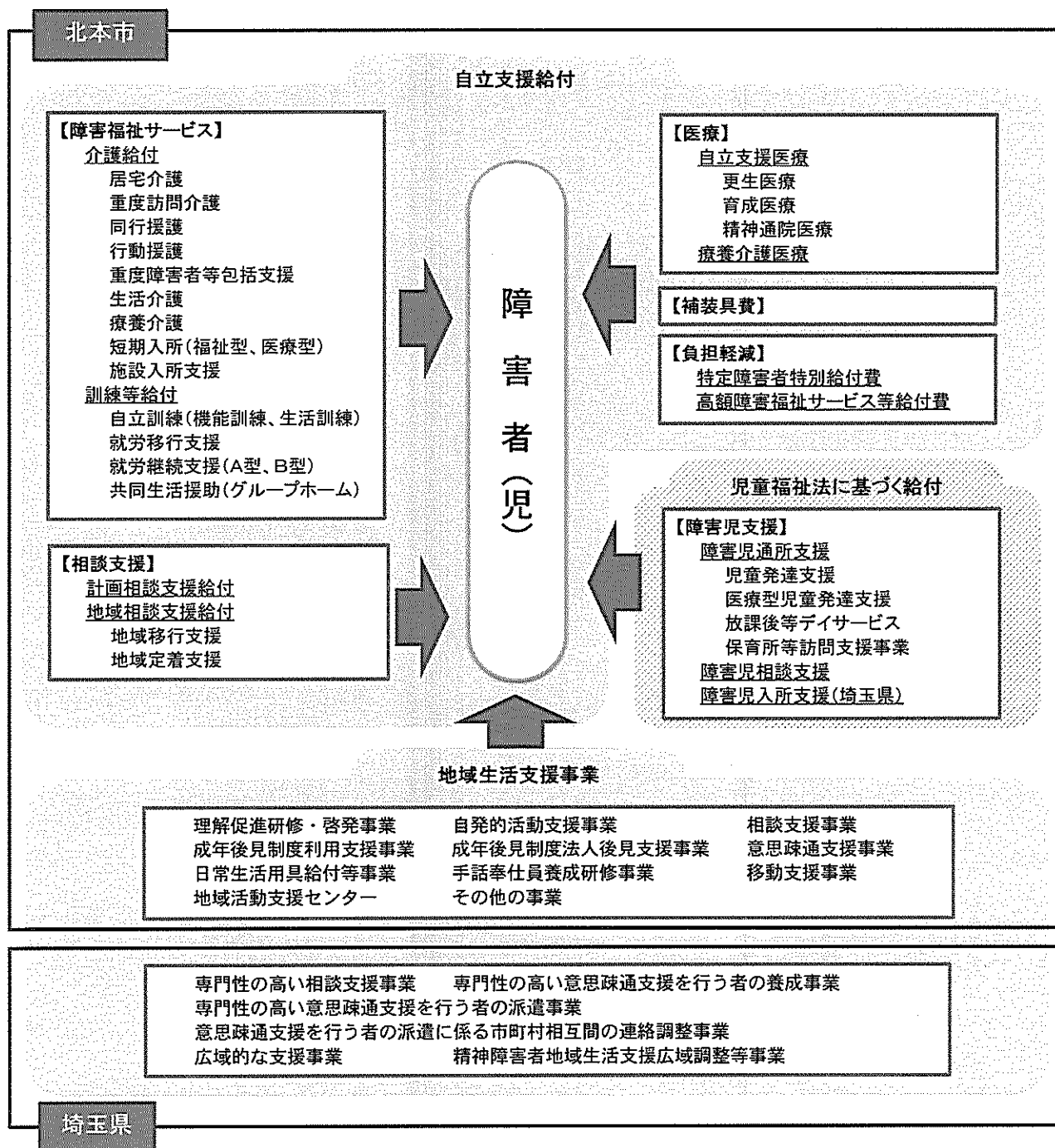
北本市第四期障害福祉計画
計画期間:平成 27 年度から平成 29 年度まで

3年間の実施計画的な位置づけの計画

そうごうてき じりつしえんし す て む ぜんたいぞう
(5) 総合的な自立支援システムの全体像

障がい者を対象としたサービスは、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、利用者の状況に応じて市町村が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。

なお、地域生活支援事業のうち、都道府県は、人材育成に関する事業、専門性の高い事業等、主に市町村をサポートする事業を行っています。



(6) 障害者の「害」の字を「がい」と表記することについて

障害者の「害」の字については、一般的に「悪い結果や影響を及ぼす物事」といった否定的な意味があり、多くの障害者が「差別感」や「不快感」を感じており、障害者の人権を尊重するという観点から、好ましくないものと考えられます。

障害者に対する負のイメージを払拭するとともに、偏見や差別を無くし、障害者が他の市民と同様に社会の一員として様々な分野の活動に参加することができる社会の実現（ノーマライゼーション）に向け、職員及び市民の意識を醸成していくことを目的として、平成23年に「障害者の「害」の字をひらがな表記とすることに関する指針」を定めました。

この指針では、市が作成する公用文、資料、広報、ホームページ等で、障害者の「害」の字を「がい」と表記するよう努めることとされています。ただし、法令の名称や用語、制度・事業名、固有名詞、専門用語、障害者の状態を表さないもの（例：障害物、交通上の障害）等の表記については、例外とされています。

本計画でも、この指針に基づいた表記をしています。

2 しょう しゃ じょうきょうとう 障がい者の状況等

(1) しょう しゃすう すいどう 障がい者数の推移等

【障害者手帳所持者数】

平成 26 年 3 月 31 日現在、身体障害者手帳所持者は 1,949 人、療育手帳所持者は 381 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 350 人となっています。なお、人口に占める割合は 3 障がいあわせて 3.9%となっています。

■障害者手帳所持者数の推移■

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
人 口	69,985 (100%)	69,656 (100%)	69,146 (100%)	68,806 (100%)
身体障害者手帳所持者	1,921 (2.74%)	1,884 (2.70%)	1,884 (2.72%)	1,949 (2.83%)
療育手帳所持者	342 (0.49%)	360 (0.52%)	359 (0.52%)	381 (0.55%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	242 (0.35%)	279 (0.40%)	312 (0.45%)	350 (0.51%)
3障がい合計	2,505 (3.58%)	2,523 (3.62%)	2,555 (3.70%)	2,680 (3.90%)

(単位:人、各 3 月末)

年齢内訳をみると、知的障がい者では 18 歳未満が約 3 割 (29.7%)、18 歳以上が約 7 割 (70.3%) の構成となっています。

■年齢内訳■

	18歳未満	18歳以上	合計
身体障害者手帳所持者	35 (1.8%)	1,914 (98.2%)	1,949 (100%)
療育手帳所持者	113 (29.7%)	268 (70.3%)	381 (100%)

(単位:人)

障がい程度内訳をみると、身体障がい者では 1 級・2 級をあわせた重度障がい者が約半数を占め、知的障がい者では、最重度・重度が半数を超えています。

■程度内訳■

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
身体障害者手帳所持者	659 (33.8%)	281 (14.5%)	335 (17.2%)	478 (24.5%)	101 (5.2%)	94 (4.8%)	1,949 (100%)
	最重度	重度	中度	軽度	合計		
療育手帳所持者	86 (22.6%)	107 (28.1%)	109 (28.6%)	79 (20.7%)	381 (100%)		
	1級	2級	3級	合計			
精神障害者保健福祉手帳所持者	26 (7.4%)	234 (66.9%)	90 (25.7%)	350 (100%)			

(単位:人)

【障害支援区分認定者数（平成 26 年 10 月 1 日現在）】

介護給付の申請があった場合に障害支援区分の認定が行われます。平成 26 年 10 月 1 日現在、障害支援区分認定者数は身体障がい者で 108 人、知的障がい者で 162 人、精神障がい者で 48 人となっています。

■障害支援区分認定者数■

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	4 (3.7%)	12 (11.1%)	22 (20.4%)	10 (9.3%)	19 (17.6%)	41 (38.0%)	108 (100%)
知的障がい者	3 (1.9%)	17 (10.5%)	36 (22.2%)	35 (21.6%)	35 (21.6%)	36 (22.2%)	162 (100%)
精神障がい者	17 (35.4%)	21 (43.8%)	8 (16.7%)	2 (4.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	48 (100%)

(単位：人)

【市内にある障がい福祉サービス事業所（平成 27 年 1 月 1 日現在）】

事業所・施設の名称	サービスの種類	主たる対象者
けあビジョン北本	居宅介護	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等
	重度訪問介護	身体障がい者
	同行援護	身体障がい者、障がい児
社会福祉法人 北本市社会福祉協議会	居宅介護	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等
	重度訪問介護	身体障がい者
北本市立あすなろ学園	生活介護	知的障がい者
	就労継続支援B型	知的障がい者
ニチイケアセンター北本	居宅介護	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等
	重度訪問介護	身体障がい者、難病等
	同行援護	身体障がい者、障がい児、難病等
ひまわり介護サービス	居宅介護	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児
	重度訪問介護	身体障がい者
北本市総合福祉センター	生活介護	身体障がい者
北本市立ふれあいの家	生活介護	身体障がい者、知的障がい者
	居宅介護	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児
コープみらい北本介護センター	重度訪問介護	身体障がい者
	居宅介護	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児
ひなた	重度訪問介護	身体障がい者
	行動援護	知的障がい者、精神障がい者、障がい児
	同行援護	身体障がい者、障がい児
	短期入所	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児
	居宅介護	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等
愛の手まごころサービス	重度訪問介護	身体障がい者
てんとうむし北本	就労移行支援	精神障がい者
グループホームたんぼぼ	共同生活援助	知的障がい者
地域活動支援センターかぼくら	地域活動支援センター	精神障がい者
北本市立こども療育センター	児童発達支援	障がい児
こども支援センターいろは	放課後等デイサービス	障がい児
ジュニアジョブサポートさくら	放課後等デイサービス	障がい児
放課後等デイサービスすきっぷ	放課後等デイサービス	障がい児
放課後等デイサービスじゃんぶ	放課後等デイサービス	障がい児

とくべつしえんがっこうざいせきしゃすうとう
(2) 特別支援学校在籍者数等

【特別支援学校等】

平成 26 年 10 月 1 日現在、特別支援学校等の小学部に 22 人、中学部に 19 人、高等部に 28 人の児童・生徒が通っています。

■特別支援学校等へ通学している児童数（小学部）■

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
騎西特別支援学校	1	3	2	2	5	1	14
川島ひばりが丘特別支援学校	2	0	2	1	1	0	6
特別支援学校大宮ろう学園	0	1	0	0	0	0	1
筑波大学附属桐ヶ丘特別支援学校	0	0	0	1	0	0	1
計	3	4	4	4	6	1	22

(単位：人)

■特別支援学校等へ通学している生徒数（中学部）■

	1年	2年	3年	合計
騎西特別支援学校	5	5	1	11
川島ひばりが丘特別支援学校	0	1	2	3
岩槻特別支援学校	1	0	1	2
特別支援学校大宮ろう学校	1	0	0	1
東松山特別支援学校	0	0	1	1
蓮田特別支援学校	1	0	0	1
計	8	6	5	19

(単位：人)

■特別支援学校等へ通学している生徒数（高等部）■

	1年	2年	3年	合計
騎西特別支援学校	6	8	7	21
川島ひばりが丘特別支援学校	1	0	1	2
さいたま桜高等学園	0	2	3	5
計	7	10	11	28

(単位：人)

※ 平成 26 年 10 月 1 日現在

【特別支援学級】

平成 26 年 10 月 1 日現在、市内の小学校 6 校に 37 人の児童が、中学校 3 校に 18 人の生徒が在籍しています。

■特別支援学級児童数（小学校）■

	学級数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
中丸小	2クラス	1	1	2	2	1	3	10
南小	2クラス	2	0	1	1	2	2	8
栄小	1クラス	0	0	1	2	0	0	3
西小	2クラス	0	0	1	2	1	1	5
東小	2クラス	1	2	1	2	2	2	10
中丸東小	1クラス	0	0	1	0	0	0	1
計	10クラス	4	3	7	9	6	8	37

(単位：人)

■特別支援学級生徒数（中学校）■

	学級数	1年	2年	3年	計
北本中	3クラス	7	3	3	13
西中	1クラス	0	0	1	1
宮内中	2クラス	4	0	0	4
計	6クラス	11	3	4	18

(単位：人)

※ 平成 26 年 10 月 1 日現在

(3) しょう しゃ しゅうしょくじょうきょう 障がい者の就職状況

【大宮公共職業安定所（ハローワーク大宮）】

大宮公共職業安定所管内*の障がい者就職数は、平成23年度301人、平成24年度432人、平成25年度521人と年々増加しています。

■大宮公共職業安定所管内の障がい者就職者数■

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他の障がい者	合計
平成20年度	120 (55)	75 (47)	53	2	250
平成21年度	103 (49)	103 (67)	57	0	263
平成22年度	97 (36)	81 (55)	66	3	247
平成23年度	108 (54)	92 (54)	96	5	301
平成24年度	124 (58)	145 (79)	159	4	432
平成25年度	138 (62)	148 (75)	226	9	521

※ () 重度障がい者数

(単位：人)

大宮公共職業安定所管内

さいたま市のうち西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区、鴻巣市（旧吹上町、旧川里町を除く）、上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、伊奈町

資料：大宮公共職業安定所連絡会議資料

【北本市障がい者就労支援センター】

北本市第三期障害福祉計画で設置を目指していた障がい者就労支援センターを、平成24年10月に北本市役所障がい者福祉課内に設置しました。

就労支援相談員が、就労を希望する障がい者の相談を受け、本人の希望、能力、障がい特性等に応じ、ハローワークへの登録、会社見学、職場実習、面接等の支援をしています。就職後も定期的に職場訪問を行い、会社側から本人の職場での状況について報告を受けながら、本人の意見を聞き、本人と職場の双方が障がい特性を理解しながら職場に定着できるよう支援をしています。

■北本市障がい者就労支援センター登録者数等の状況■

年	月	登録者数(人)					就労者数(人)					就労率
		身体	知的	精神	その他	合計	身体	知的	精神	その他	合計	
24	10	0	10	1	0	11	0	5	0	0	5	45.5%
25	4	1	14	5	0	20	0	7	1	0	8	40.0%
25	10	4	22	21	1	48	0	9	4	0	13	27.1%
26	4	9	28	28	2	67	1	13	5	0	19	28.4%
26	10	11	33	33	2	79	3	12	7	0	22	27.8%

※ その他は、難病等の人、障害者手帳申請中の人の数。

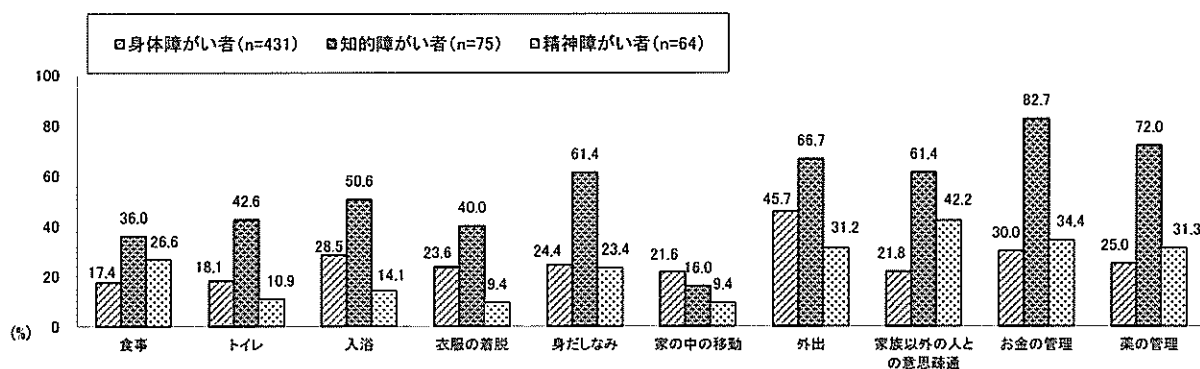
あんけーとちょうさけっかがいよう
 (4) アンケート調査結果概要

調査目的	第四期障害福祉計画策定の基礎資料とするため、市内の障がい者に対し、障がいと福祉に関する意識と行動の現状や福祉サービスに対するニーズを把握するためにアンケート調査を実施した。																				
調査対象	身体障害者手帳所持者 727 名、療育手帳所持者 142 名、精神障害者保健福祉手帳所持者 131 名を対象とした。																				
調査時期	平成 26 年 10 月 20 日～11 月 17 日																				
調査方法	郵送配布・郵送回収																				
回収状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>対象者数</th> <th>有効回収数</th> <th>有効回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障がい者</td> <td>727</td> <td>431</td> <td>59.3%</td> </tr> <tr> <td>知的障がい者</td> <td>142</td> <td>75</td> <td>52.8%</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者</td> <td>131</td> <td>64</td> <td>48.9%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,000</td> <td>570</td> <td>57.0%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	対象者数	有効回収数	有効回収率	身体障がい者	727	431	59.3%	知的障がい者	142	75	52.8%	精神障がい者	131	64	48.9%	計	1,000	570	57.0%
区 分	対象者数	有効回収数	有効回収率																		
身体障がい者	727	431	59.3%																		
知的障がい者	142	75	52.8%																		
精神障がい者	131	64	48.9%																		
計	1,000	570	57.0%																		

① 日常生活における介助・援助の必要性

身体障がい者	日常生活における介助の必要性を 10 項目についてみると、「全部介助が必要」あるいは「一部介助が必要」な人の割合は、「外出」が 45.7%と最も高く、次いで「お金の管理」(30.0%)、「入浴」(28.5%)と続いている。
知的障がい者	日常生活における介助の必要性を 10 項目についてみてみると、「全部介助が必要」あるいは「一部介助が必要」な人の割合は、「お金の管理」が 82.7%と最も高く、次いで「薬の管理」(72.0%)、「外出」(66.7%)と続いている。
精神障がい者	日常生活における介助の必要性を 10 項目についてみてみると、「全部介助が必要」あるいは「一部介助が必要」な人の割合は、「家族以外の人との意思疎通」が 42.2%と最も高く、次いで「お金の管理」(34.4%)、「薬の管理」(31.3%)、「外出」(31.2%)と続いている。

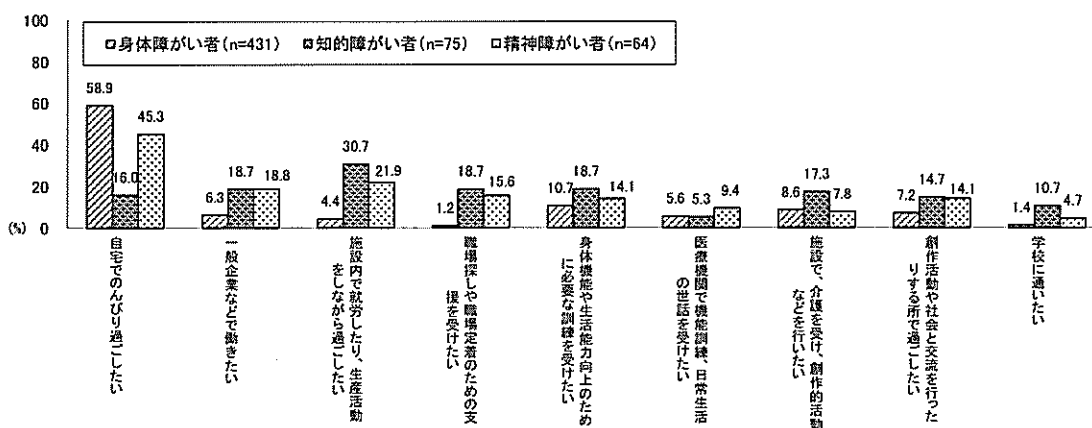
《日常生活で何らかの介助を必要とする人の割合》



②今後希望する日中の過ごし方

身体障がい者	今後、希望する日中の過ごし方としては、「自宅でのんびり過ごしたい」が 58.9%と最も多く、次いで「身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を受けたい」(10.7%)、「施設で、介護を受け、創作的活動などを行いたい」(8.6%)と続いている。
知的障がい者	今後、希望する日中の過ごし方としては、「施設内で就労したり、生産活動をしながら過ごしたい」が 30.7%と最も多く、次いで「一般企業などで働きたい」「職場探しや職場定着のための支援を受けたい」「身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を受けたい」がいずれも 18.7%となっている。
精神障がい者	今後、希望する日中の過ごし方としては、「自宅でのんびり過ごしたい」が 45.3%と最も多く、次いで「施設内で就労したり、生産活動をしながら過ごしたい」(21.9%)、「一般企業などで働きたい」(18.8%)、「職場探しや職場定着のための支援を受けたい」(15.6%)と続いている。

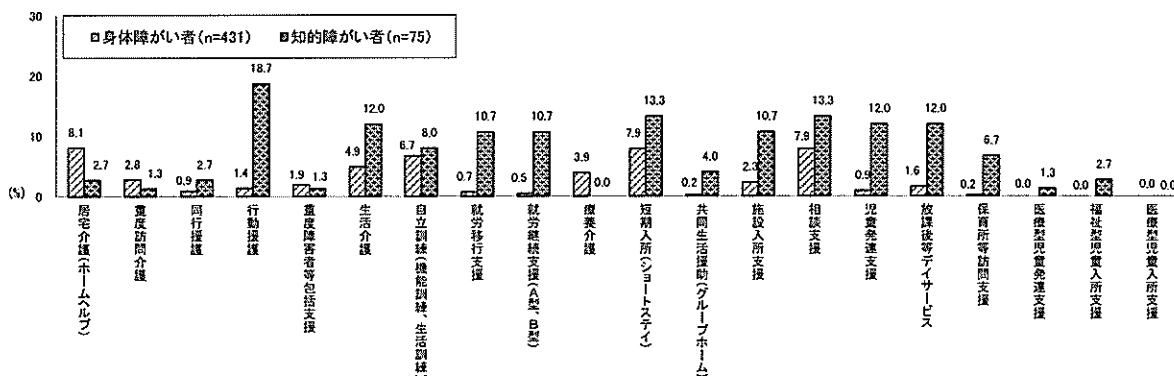
《今後希望する日中の過ごし方(複数回答)》

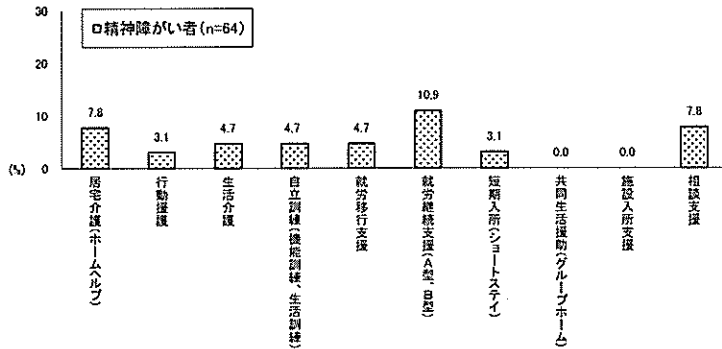


③福祉サービスの利用状況

身体障がい者	利用している・利用したことがあるサービスは「居宅介護(ホームヘルプ)」が 8.1%と最も多く、次いで「短期入所(ショートステイ)」「相談支援」(ともに 7.9%)、「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」(6.7%)と続いている。
知的障がい者	利用している・利用したことがあるサービスは「行動援護」が 18.7%と最も多く、次いで「短期入所(ショートステイ)」「相談支援」(ともに 13.3%)と続いている。
精神障がい者	利用している・利用したことがあるサービスは「就労継続支援(A型、B型)」が 10.9%と最も多く、次いで「居宅介護(ホームヘルプ)」「相談支援」(ともに 7.8%)と続いている。

《利用している・利用したことがあるサービス(複数回答)》





④福祉サービスの利用意向

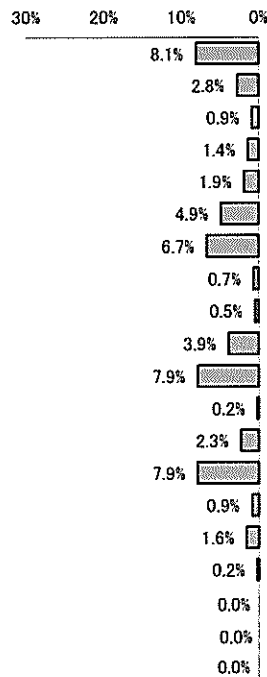
身体障がい者	今後も引き続き利用したい、あるいは、今後新たに利用したいと思うサービスとしては、「居宅介護(ホームヘルプ)」をあげる人が23.2%と最も多く、次いで「短期入所(ショートステイ)」が20.2%で続いている。また、「居宅介護(ホームヘルプ)」「短期入所(ショートステイ)」とも、利用意向が利用経験を10ポイント以上、上回っている。
知的障がい者	今後も引き続き利用したい、あるいは、今後新たに利用したいと思うサービスとしては、「行動援護」をあげる人が33.3%と最も多く、次いで「短期入所(ショートステイ)」(29.3%)、「相談支援」(24.0%)と続いている。また、「行動援護」と「短期入所(ショートステイ)」については、利用意向が利用経験を10ポイント以上、上回っている。
精神障がい者	今後も引き続き利用したい、あるいは、今後新たに利用したいと思うサービスとしては、「相談支援」をあげる人が26.6%と最も多く、次いで「行動援護」(18.8%)が続く。「相談支援」は利用経験が7.8%にとどまっており、高い利用意向が示されている。

《サービス利用状況と利用意向》

身体障がい者

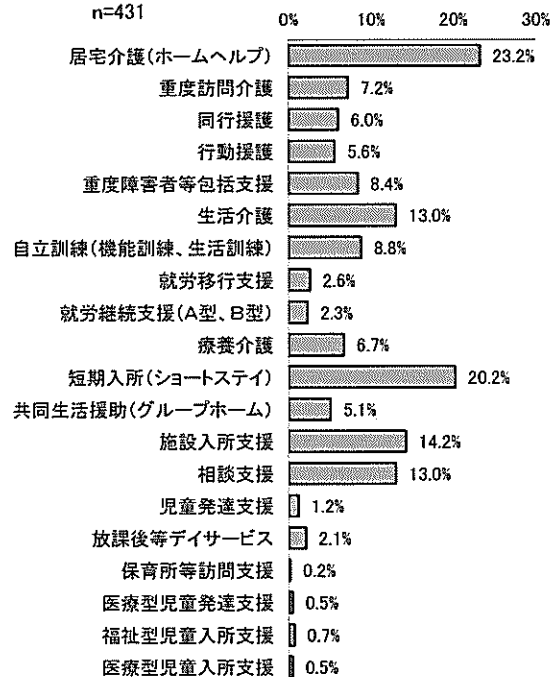
利用している・利用したことがあるサービス(複数回答)

《利用経験》



今後利用したいサービス(複数回答)

《利用意向》



知的障がい者

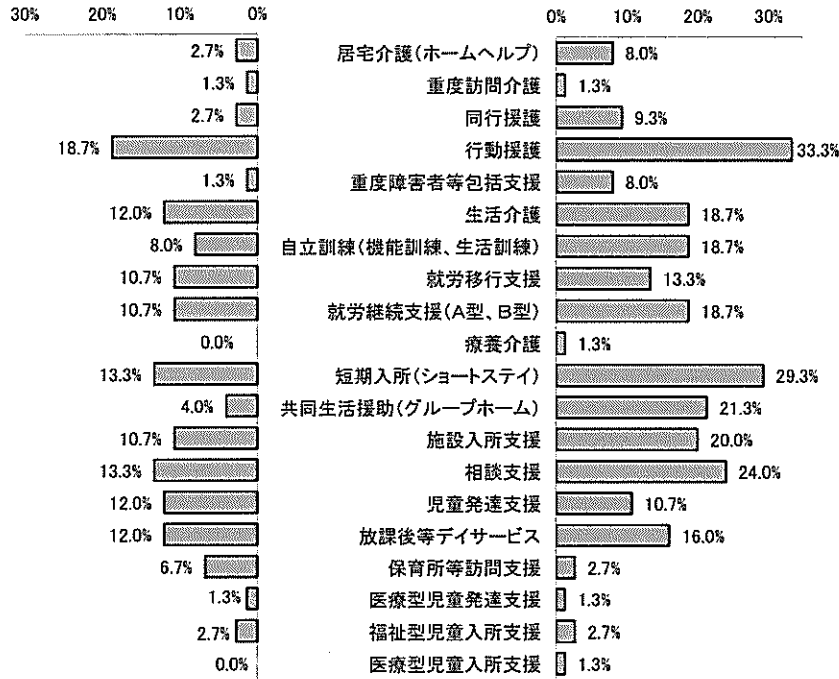
利用している・利用したことがあるサービス(複数回答)

今後利用したいサービス(複数回答)

《利用経験》

n=75

《利用意向》



精神障がい者

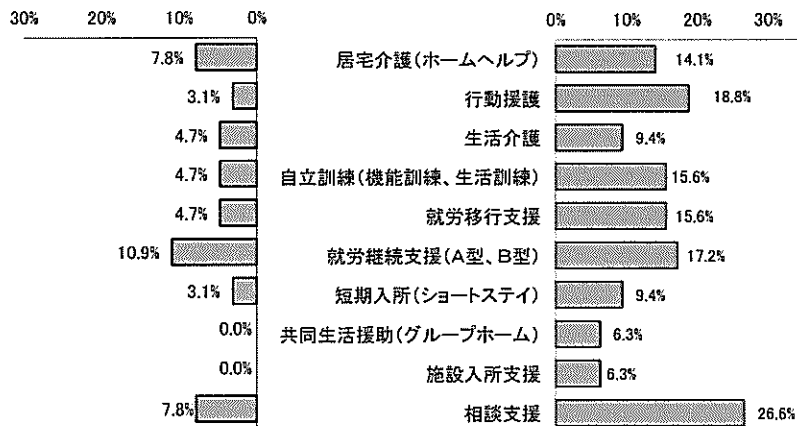
利用している・利用したことがあるサービス(複数回答)

今後利用したいサービス(複数回答)

《利用経験》

n=54

《利用意向》



⑤近い将来（5年～10年後）暮らしたい場所

身体障がい者	<p>今後、希望する暮らし場所としては、64.7%の人が「自宅で(現在の)家族と暮らしたい」と回答している。</p> <p>現在、福祉施設に入所している30人についてみると、「市内の施設」を希望する人が26.7%、「市外の施設」が6.7%となっている。なお、「自宅」希望は10.0%、「わからない」も33.3%となっている。</p>
知的障がい者	<p>今後、希望する暮らし場所としては、41.3%の人が「自宅で(現在の)家族と暮らしたい」と回答しており、「世話人に援助を受け、仲間と地域で暮らしたい」は13.3%となっている。</p> <p>現在の生活場所別にみると、自宅で暮らしている人のうち半数(50.9%)は「自宅」を希望しているが、「ひとりで自立して暮らしたい」「世話人に援助を受け、仲間と地域で暮らしたい」を希望する人がともに12.3%となっている。また、施設に入所している12人では、「市内の施設で暮らしたい」が2人(16.7%)、「市外の施設で暮らしたい」が3人(25.0%)となっている。</p>
精神障がい者	<p>今後、希望する暮らし場所としては、50.0%の人が「自宅で(現在の)家族と暮らしたい」と回答している。「世話人に援助を受け、仲間と地域で暮らしたい」という人はいない。</p> <p>現在、自宅で暮らしている人のうち、52.7%は引き続き「自宅」を希望しており、次いで「結婚して家庭をつくって暮らしたい」(14.5%)、「ひとりで自立して暮らしたい」(10.9%)と続く。</p>

《近い将来暮らしたい場所/現在暮らしている場所別》

身体障がい者

今後暮らしたい場所		(%)								
現在暮らしている場所	合計	自宅で (現在の) 家族と暮ら したい	ひとりで 自立して 暮らした い	結婚して 家庭を つくって 暮らした い	世話人に 援助を受 け、仲間 と地域で 暮らした い	市内の 施設で 暮らした い	市外の 施設で 暮らした い	その他	わから ない	無回答
	合計	431人	64.7	5.6	1.2	2.1	6.7	0.9	1.4	10.4
自宅で暮らしている	383人	70.0	5.2	1.3	2.3	5.2	0.5	1.3	7.3	6.8
病院に入院している	8人	50.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	37.5	0.0
福祉施設に入所している	30人	10.0	10.0	0.0	0.0	26.7	6.7	3.3	33.3	10.0
その他	9人	33.3	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	44.4	11.1

知的障がい者

今後暮らしたい場所		(%)								
現在暮らしている場所	合計	自宅で (現在の) 家族と暮ら したい	ひとりで 自立して 暮らした い	結婚して 家庭を つくって 暮らした い	世話人に 援助を受 け、仲間 と地域で 暮らした い	市内の 施設で 暮らした い	市外の 施設で 暮らした い	その他	わから ない	無回答
	合計	75人	41.3	10.7	2.7	13.3	6.7	4.0	5.3	10.7
自宅で暮らしている	57人	50.9	12.3	3.5	12.3	5.3	0.0	0.0	12.3	3.5
病院に入院している	2人	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福祉施設に入所している	12人	0.0	8.3	0.0	8.3	16.7	25.0	16.7	8.3	16.7
その他	4人	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0

精神障がい者

今後暮らしたい場所		(%)								
現在暮らしている場所	合計	自宅で (現在の) 家族と暮ら したい	ひとりで 自立して 暮らした い	結婚して 家庭を つくって 暮らした い	世話人に 援助を受 け、仲間 と地域で 暮らした い	市内の 施設で 暮らした い	市外の 施設で 暮らした い	その他	わから ない	無回答
	合計	64人	50.0	9.4	14.1	0.0	6.3	1.6	6.3	9.4
自宅で暮らしている	55人	52.7	10.9	14.5	0.0	5.5	0.0	7.3	7.3	1.8
病院に入院している	5人	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	40.0	0.0
福祉施設に入所している	2人	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	2人	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0

<p>身体障がい者</p>	<p>【福祉サービス・制度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護者の心のケアが欲しい。 ・体調の悪いときに訪問してくれるお医者さんがいると良い。 ・北本市には、リハビリを行うところがないので、デイサービスの場所ばかりではなく、リハビリ施設をつくってほしい。 ・文化センター、市役所等で案内人(車いすを押してくれる人)が居ると良いと思います。 ・デマントバスを利用しているが台数の増加及び料金が下がるといい。 ・児童デイサービスですが、受け入れ先がない。障がいの程度による受け入れ拒否(発作時に対応できないとのこと)なのが残念。自宅から遠方ならあるが、送迎に時間がかかり、サービスを利用しても1日3,000円かかるのも負担が大きい。 ・車椅子や、装具着用者、目の不自由な人などが、歩きやすい道にして欲しいです。 ・現在特別支援学校に通っていますが、親が急に病気になったりした時に、近くにショートステイでも、あればと思います。 ・作業所を増やしてほしい。今のままでは北本市内の作業所がいっぱいになり入れなくなると言われている。作業所に優先的に仕事を廻して市役所内の仕事をさせてほしい。 ・介護福祉にもっと“力”を入れてほしい。デイサービスやショートステイなど、たくさん利用したいのですが、自己負担金が高い為、たくさん利用できない。 ・働く意志や意欲があるが障害のために働けない環境にあるなら環境を整えてあげて社会参加をさせてほしいと思う。 <p>【相談・情報体制について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内のバスが通る東西の地図は、広報での知らせでは高齢者にはわかりません。バスを利用して外出も出来る様に大型運行地図をぜひ作って下さい。 ・市として障害者に対しどの様な援助が有るのか、具体的に広報が、市の出版物で紹介されたら有りがたいです。 ・目が悪いので情報を入手するのが困難。FM放送を実施して欲しい。
<p>知的障がい者</p>	<p>【福祉サービスについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大人の発達障がいについて専門的な知識を持ったスタッフがいる事業所がないため、我々発達障がい者の居場所がない。 ・利用できるサービスについて、詳しく教えてほしい。市役所の障がい者福祉課のブースをもっと多く作ってほしい。そして、他の人に話が聞こえないようにもう少し工夫してほしい。もっと自己負担を少なくしてほしい。 ・サービスを利用したいが、詳しい内容がわからず、誰に相談していいのかも何もかもよくわからないので利用できない。 ・小学校卒業から高校卒業までの期間内の「ことばの教室」のような場所、サービスが受けられるようになることを願います。 ・近隣の他市は、バス利用の料金の障害者割引が有って(北本市は、元々の料金が高いので)市内は、他市のように100円で、乗れる様にしてほしい。 ・全部の小・中学校に特別支援学級を作してほしい。 <p>【施設について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北本市内に障害者を受け入れてくれる事業所、あすなろ学園、ふれあいの家がありますが、数年以内に定員に達する見込みです。新たな活動の場として事業所を作してほしい。 ・市内には重度障害者の入所施設がなく、県内の施設も順番待ちの状態です。親亡き後の事を考えると不安になります。 ・グループホーム・入所施設を作してほしいと思っています。
<p>精神障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科の病院が北本に1つしかない。しかも休みや診療時間が短い、混んでいて予約が取れない。老人福祉も必要だが、病院を増やして欲しい。心療内科ではなく精神科を増やして欲しい。 ・身体障がい者や、知的障がい者と比較して、精神障がい者への偏見はまだ根強く、企業側も身体や知的障がい者は雇用しやすいが精神は雇用しにくいと考えているようです。ぜひ精神障がい者の雇用を促進するような行政運営をしていただきたい、と思います。 ・当市の施設は小規模多機能型が多く精障、認知症対応の場が少ないように感じる。2025年問題にどのように対応するのでしょうか。 ・福祉課の窓口で、どうしたらいいのかわからないので情報やアドバイスをお願いしたい。

⑥調査結果からの課題

■ 介助・援助の必要性と的確なサポート

日常生活における介助の必要性をみると、「全部介助が必要」あるいは「一部介助が必要」な人の割合は、身体障がい者では「外出」（45.7%）が、知的障がい者では「お金の管理」（82.7%）が、精神障がい者では「家族以外の人との意思疎通」（42.2%）が、それぞれ最も高くなっています。障がいの種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）や程度によって、また、身体障がいの場合は肢体不自由や視覚障がいなどの障がいの種類によって、必要とされる介助・援助は多様です。一人ひとりの障がい者に寄り添い、サービスの充実や組み合わせ方の工夫など、的確なサポートを行っていく必要があります。

■ 日中活動の支援

今後「自宅でんびり過ごしたい」という回答は、身体障がい者で 58.9%に、精神障がい者では 45.3%に達しています（知的障がい者ではやや低く 16.0%）。一方、自宅以外での日中活動として、一般就労や福祉的就労の希望、就労に向けた支援の希望、機能訓練・生活訓練などの希望も多くあげられています。障がいがあってもその人らしく地域で暮らしていくため、いかにサービス・メニューを確保していくかが課題です。

■ 利用意向に応えるサービスの確保

「利用している・利用したことがあるサービス」に比べ、「今後利用したいサービス」の割合が非常に高いサービスがいくつもみられます。必要とされるサービスが確実に提供されるよう、サービスの質とともに引き続き量の確保に努めていく必要があります。自由回答でも、サービスの確保に関する意見がいくつも寄せられています。

■ 適切な住まい方

近い将来（5年～10年後）暮らしたい場所については、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者とも、「自宅で（現在の）家族と暮らしたい」が最も高くなっています。しかし、「世話人に援助を受け、仲間と地域で暮らしたい」や「市内・市外の入所施設」を希望する人もいます。入院・入所施設から地域生活への移行を進めていくためにグループホームの整備・確保を進めるとともに、本市には地域生活が困難な入所待機者もいることから、必要な人には入所できる施設をいかに確保していくかが課題です。

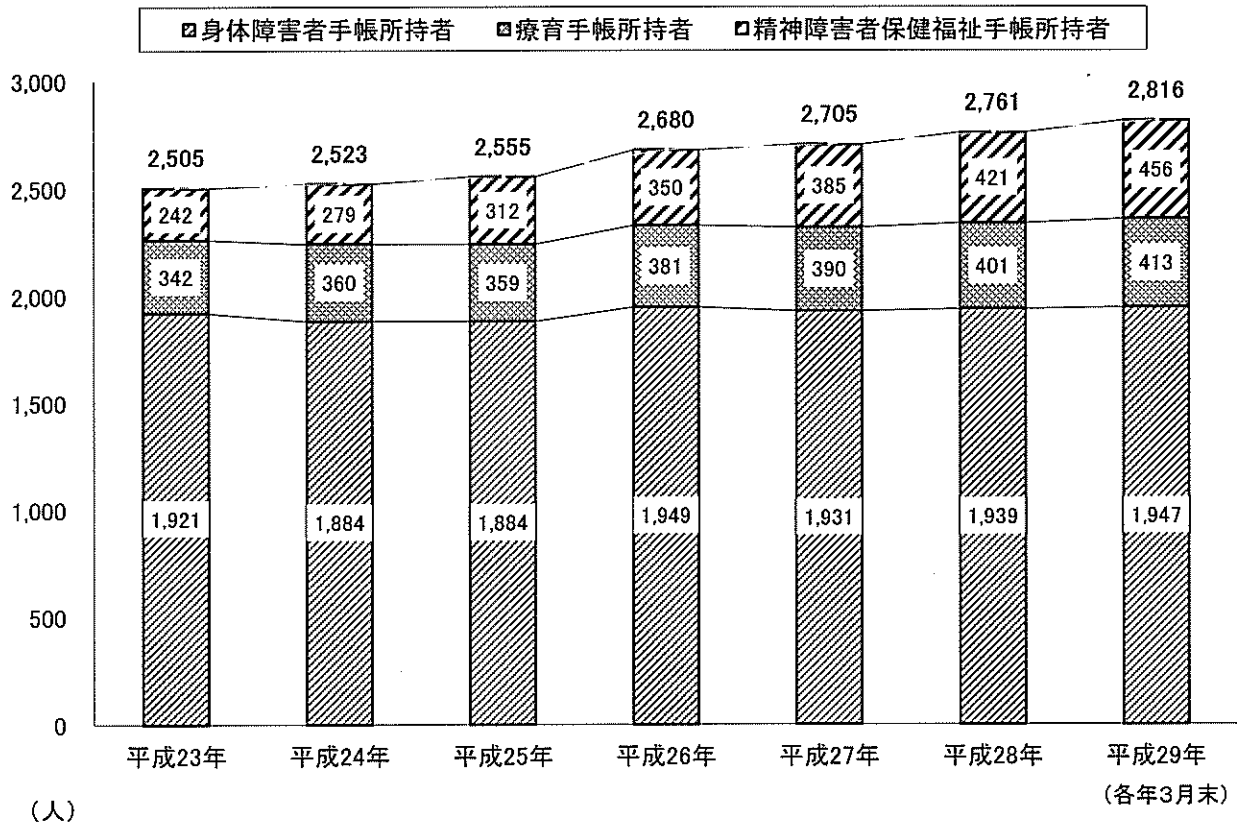
(5) しょう しゃすう すいけい 障がい者数の推計

障害福祉サービス見込量算出のために、平成 27 年から平成 29 年の障がい者数を推計しました。これまで、身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、一貫して増加傾向にあり、平成 27 年から平成 29 年についてもこの増加傾向が続くと仮定し、推計を行ったものです。

■ 障害者手帳所持者数の推移 ■

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
身体障害者手帳所持者	1,921	1,884	1,884	1,949	1,931	1,939	1,947
療育手帳所持者	342	360	359	381	390	401	413
精神障害者保健福祉手帳所持者	242	279	312	350	385	421	456
3障がい合計	2,505	2,523	2,555	2,680	2,705	2,761	2,816

(単位:人、各年 3 月末)



3 基本目標 (平成29年度の将来像)

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

地域生活への移行を進める観点から、平成 25 年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行することが見込まれる者の数を見込み、その上で、平成 29 年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
<p>平成 25 年度末時点での施設入所者の 12%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成 29 年度末時点の施設入所者数から 4%以上削減することを基本とする。</p> <p>当該目標値の設定に当たり、平成 26 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 26 年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>	<p>地域移行者数は国と同様 12%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。</p> <p>《設定しない理由》</p> <p>本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。</p>

本市では、現在入所している障がい者の状況や入所待機者の状況を踏まえ、平成 25 年度末時点の入所者 54 人のうち 7 人（13%相当）が、平成 29 年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

項目	数値	考え方
平成 25 年度末時点の入所者数	54 人	
【目標値】 地域生活移行者数	7 人	平成 29 年度末までに地域生活へ移行する者の目標数

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

入院中の精神障がい者の退院に関する目標値として、入院 1 年時点の退院率に関する目標値を設定します。

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
<p>入院後 3 か月時点の退院率については平成 29 年度における目標を 64%以上とし、入院後 1 年時点の退院率については平成 29 年度における目標を 91%以上とすることを基本とする。</p> <p>また、長期在院者数については平成 29 年 6 月末時点の長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点の長期在院者数から 18%以上削減することを基本とする。</p> <p>これと併せ、医療計画における基準病床数の見直しを進める。</p>	<p>1 年未満入院者の平均退院率を平成 29 年度末に 76%とすることを目標とする。</p> <p>(埼玉県地域保健医療計画(平成 25 年度から平成 29 年度)における精神科病院入院患者の退院にかかる目標と同じ目標値とする。)</p> <p>「入院後 3 か月時点の退院率」、「在院期間 1 年以上の長期在院者数」については設定しない。</p>

本市では、埼玉県の考え方にならい、1 年未満入院者の平均退院率を平成 29 年度末に 76%とすることを目標にします。また、埼玉県と同様に「入院後 3 か月時点の退院率」および「在院期間 1 年以上の長期在院者数」については設定しないこととします。

項目	数値	考え方
【目標値】平成 29 年度末の 1 年未満入院者の平均退院率	76%	埼玉県と同様の考え方による

ちいきせいかつしえんきょてん せいび
(3) 地域生活支援拠点の整備

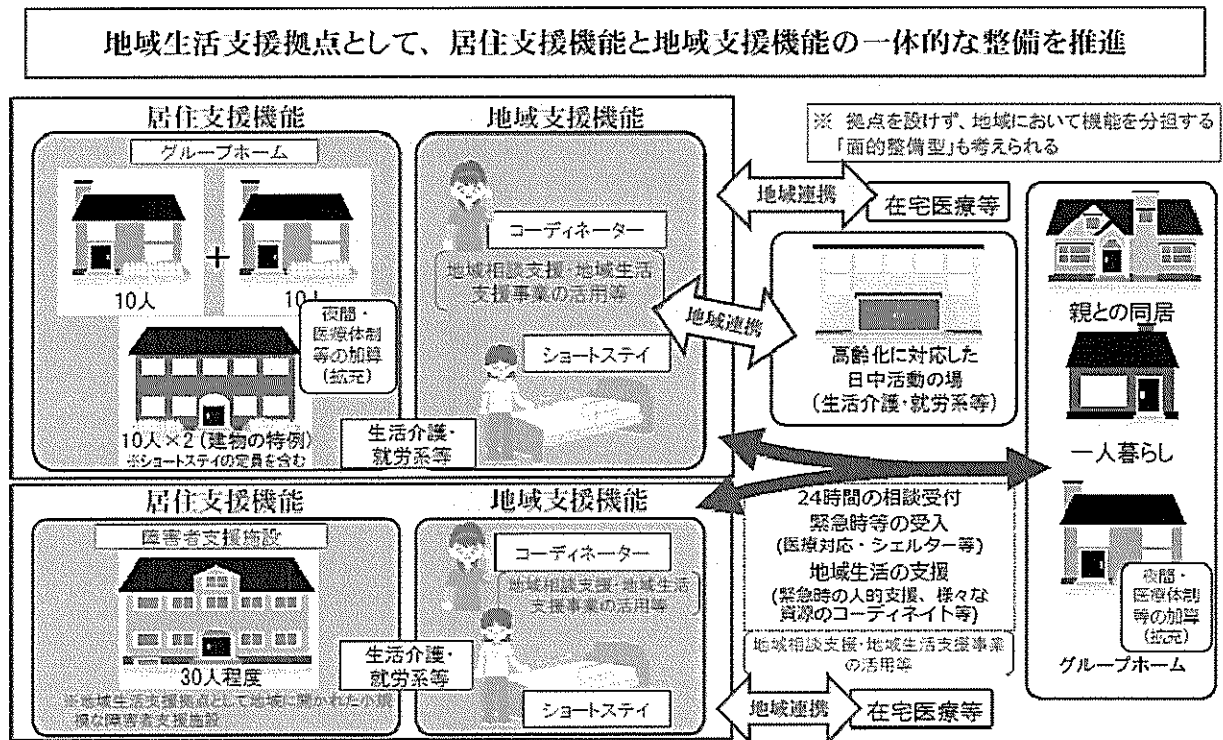
基本指針では、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点等（面的な体制を含む）について、平成 29 年度末までに少なくとも各市町村または各圏域*に 1 つの拠点を整備することが求められています。

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。	「地域生活支援拠点」の役割や機能等が具体的に示されていないため、現時点では県の考え方を設定しない。

本市では、埼玉県の動向を注視するとともに、自立支援協議会等において地域生活支援拠点の機能や整備の方向性を検討し、平成 29 年度までの整備を目指します。

＜地域生活支援拠点のイメージ（障害保健福祉関係主管課長会議資料より）＞

**障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想
 （地域生活支援拠点）**



*印の付いている用語の説明

圏域

施策の推進・連携を図る観点から、市町村より広域的な行政単位として県内を 10 地域に分けた「障害保健福祉圏域」が設定されています。北本市は県央障害保健福祉圏域（鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町）に含まれています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労へ移行する人の目標値を設定します。

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
<p>平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本とする。</p> <p>また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを旨とする。</p>	<p>平成 24 年度の一般就労への移行実績を 3 割以上増やすことを基本とする。</p> <p>また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを旨とする。</p>

国基本指針では、「平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本とする」としていますが、埼玉県の考え方は、「平成 24 年度の一般就労への移行実績を 3 割以上増やすことを基本とする」とされました。本市では平成 24 年度における一般就労への移行実績はなく、平成 29 年度の一般就労移行者数の目標を 3 人とします。

就労移行支援事業の利用者数については、平成 29 年度末の利用者数 15 人を目標とします。

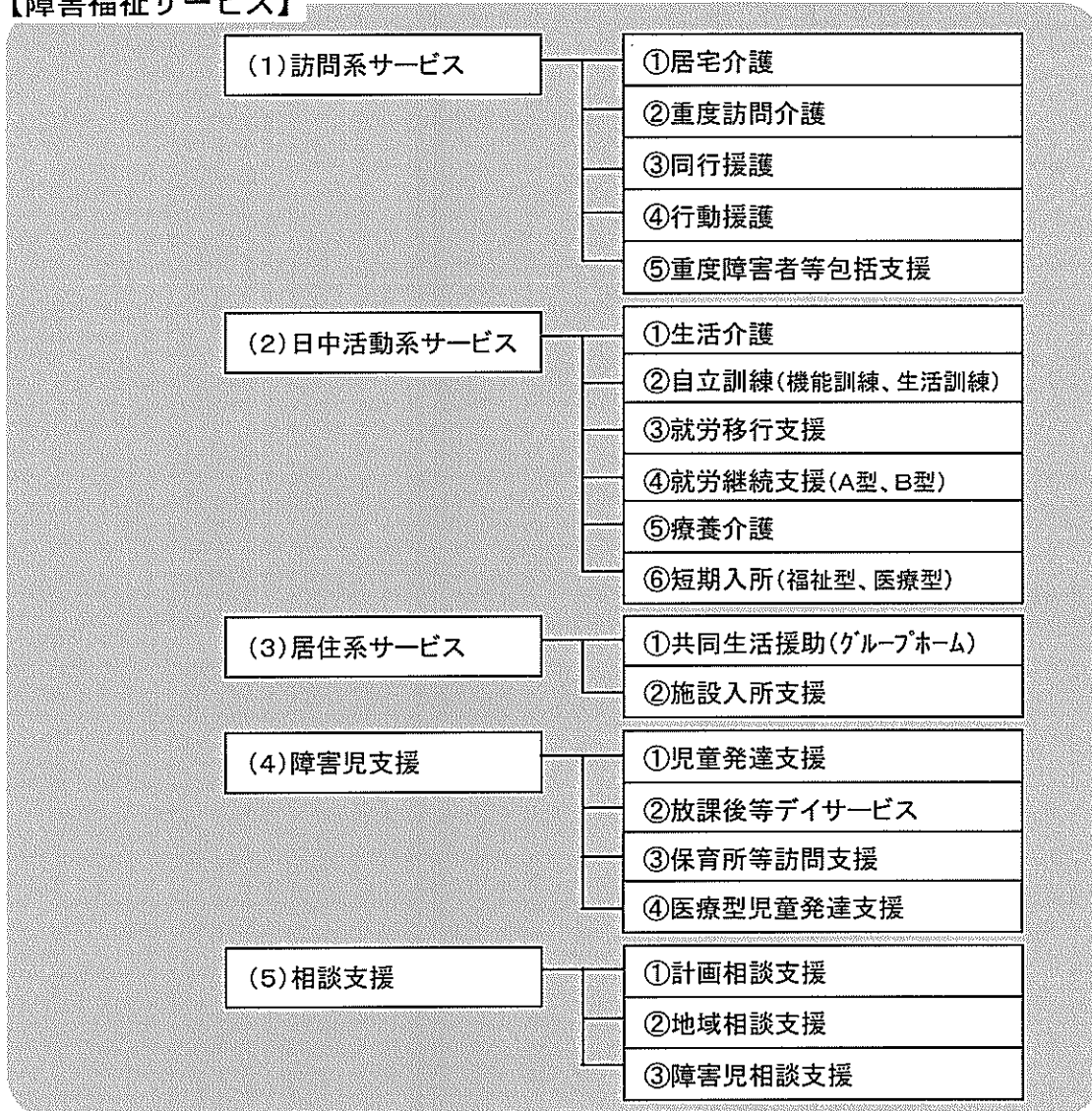
項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労移行者数	—	平成 24 年度に一般就労に移行した者の数
【目標値】平成 29 年度の一般就労移行者数	3 人	平成 29 年度において一般就労に移行する者の数

項目	数値	考え方
平成 25 年度末の就労移行支援の利用者数	9 人	平成 25 年度末において就労移行支援を利用していた者の数
【目標値】平成 29 年度末の就労移行支援の利用者数	15 人	平成 29 年度末において就労移行支援を利用している者の数

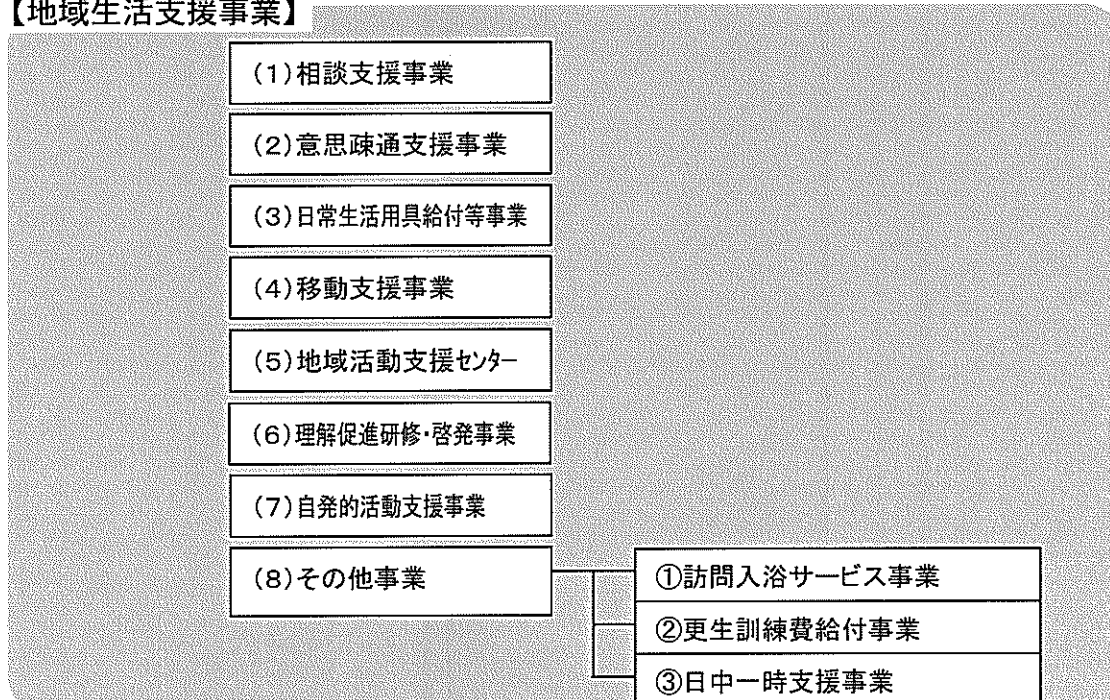
就労移行支援事業所は市内に 1 か所のみのため（平成 26 年 10 月開所）、「就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを旨とする」に関しては、目標設定はしません。

4 サービス体系

【障害福祉サービス】



【地域生活支援事業】



5 しょうがいふくしきサービスの見込み量

障害者総合支援法で規定されている障害福祉サービス（相談支援を含む）の計画期間におけるサービス見込量については、これまでの利用実績やアンケート調査の結果、国・県の基本的な考え方等を踏まえ、次のとおり推計しました。

(1) ほうもんけいサービス

① きょたくかいご 居宅介護

ホームヘルパーが訪問し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がいや精神障がいにより常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

③ どうこうえんご 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行や援護、その他必要な支援を行います。

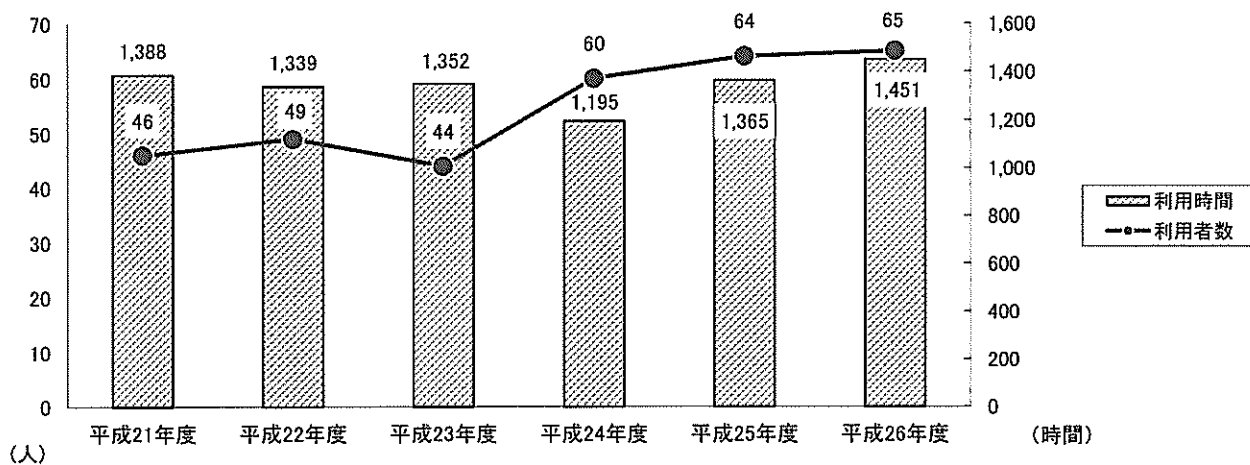
④ こうどうえんご 行動援護

自己判断能力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がい者（児）または統合失調症等の重度の精神障がい者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

⑤ じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

《訪問系サービスの実績（1か月あたり平均）》



※ 平成 26 年度は 4 月～9 月の平均値

1か月あたりの事業実績は、第2期計画期間の初年度である平成21年度では利用者46人、利用時間1,388時間で、続く平成22年度・平成23年度もほぼ横ばいで推移しました。第3期計画期間の初年度である平成24年度は、利用者は60人に増加したものの利用時間は1,195時間でした。以降、平成25年度・平成26年度と利用者数・利用時間とも徐々に増える傾向にあります。

アンケート調査結果では、知的障がい者および精神障がい者のニーズとともに特に身体障がい者で利用意向が高くなっています。今後はこうした利用意向を勘案し、また、事業者が増えサービス提供体制も充実してきていることから、利用者数・利用時間とも増加が見込まれます。本市では居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援をあわせて、平成29年度には、1か月あたり、利用者80人、利用時間2,000時間分のサービス量を見込むこととします。

【サービス見込量】 ※1か月あたりの利用者数、利用時間

	25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	利用者数 64人	利用者数 70人	利用者数 75人	利用者数 80人
重度訪問介護				
同行援護	利用時間 1,365時間	利用時間 1,750時間	利用時間 1,875時間	利用時間 2,000時間
行動援護				
重度障害者等包括支援				

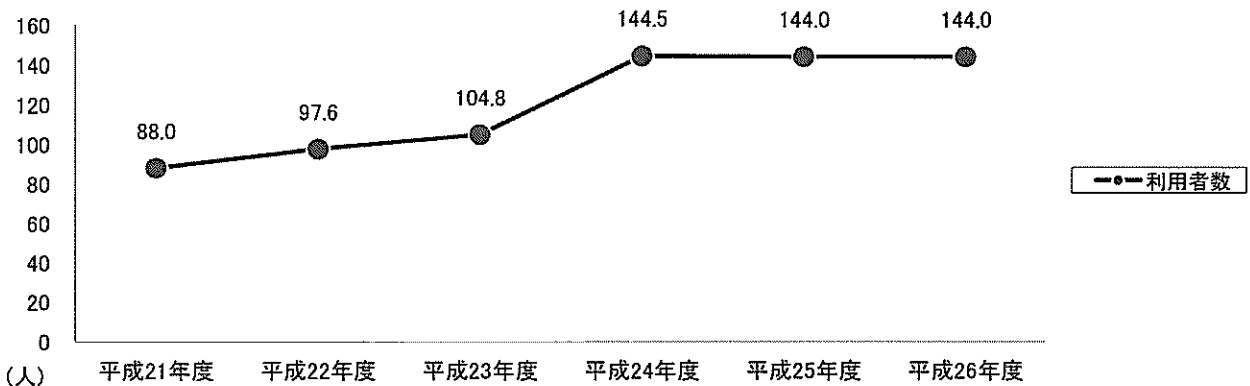
※1人あたりの利用時間を25時間/月で計算

にっちゅうかつどうけいさーびす
(2) 日中活動系サービス

せいかつかいご
①生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

《生活介護の実績（1か月あたり平均）》



※ 平成26年度は4月～9月の平均値

平成21年度の1か月あたりの利用者は88.0人で、平成23年度までの第2期計画期間中は右肩上がりに増加しました。第3期計画期間の初年度である平成24年度には、「北本市立あすなろ学園」が新体系サービスに移行してサービス提供基盤の整備が進み、利用者数は144.5人へと増加して、以降は横ばいで推移しました。今後は、特別支援学校の卒業生数や「就労移行支援（B型）」の利用が困難な人等を勘案すると、利用者はさらに増加していくことが見込まれます。

本市では、平成29年度には、1か月あたり、利用者160人、利用日数3,200人日分のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	利用者数 144.0人	利用者数 150人	利用者数 155人	利用者数 160人
		利用日数 3,000人日分	利用日数 3,100人日分	利用日数 3,200人日分

※1人あたりの利用日数を20日/月で計算

《生活介護の利用者像》

生活介護
地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方
① 障害支援区分3以上(施設へ入所する場合は区分4以上)
② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上(施設へ入所する場合は区分3以上)

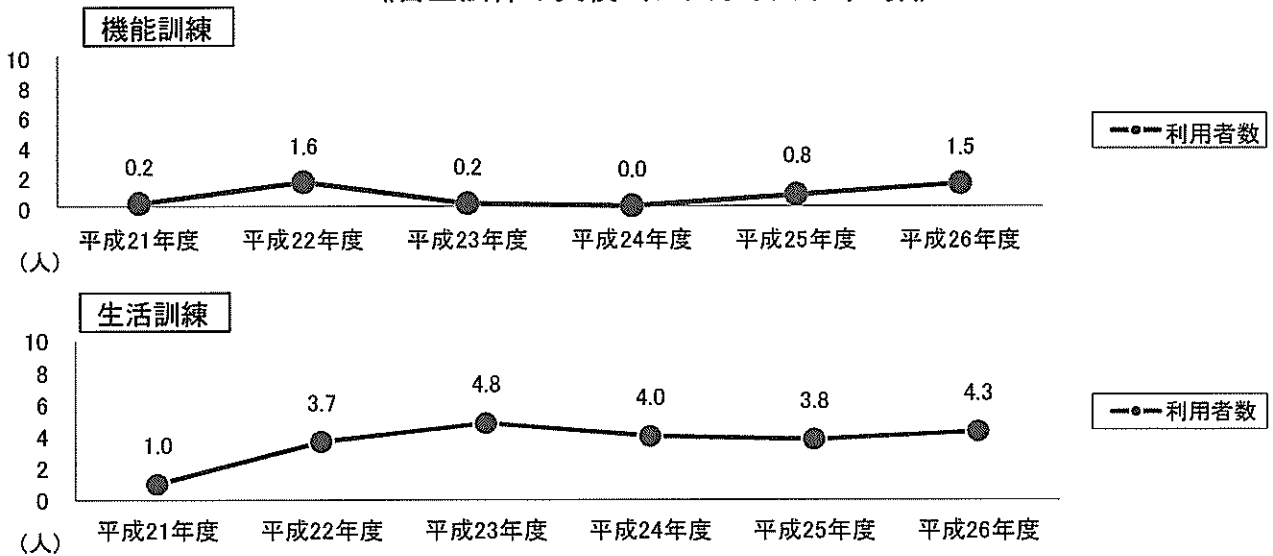
じりつくんれん
② 自立訓練

自立した日常生活または社会生活を送れるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障がい者、難病を患っている方を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援等を行います。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障がい者・精神障がい者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援等を行います。

《自立訓練の実績（1か月あたり平均）》



※ 平成 26 年度は 4 月～9 月の平均値

市内には「機能訓練」、「生活訓練」を実施している事業所はなく、市外の施設を利用しており、平成 25 年度の実績は「機能訓練」が 0.8 人、「生活訓練」が 3.8 人となっています。

今後は、若干の利用者数の増加を見込み、平成 27 年度から平成 29 年度において、機能訓練は 1 か月あたり 3 人分、生活訓練は 5 人分のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練（機能訓練）	利用者数 0.8人	利用者数 3人分 利用日数 66人日分	利用者数 3人分 利用日数 66人日分	利用者数 3人分 利用日数 66人日分
自立訓練（生活訓練）	利用者数 3.8人	利用者数 5人分 利用日数 110人日分	利用者数 5人分 利用日数 110人日分	利用者数 5人分 利用日数 110人日分

※1人あたりの利用日数を22日/月で計算

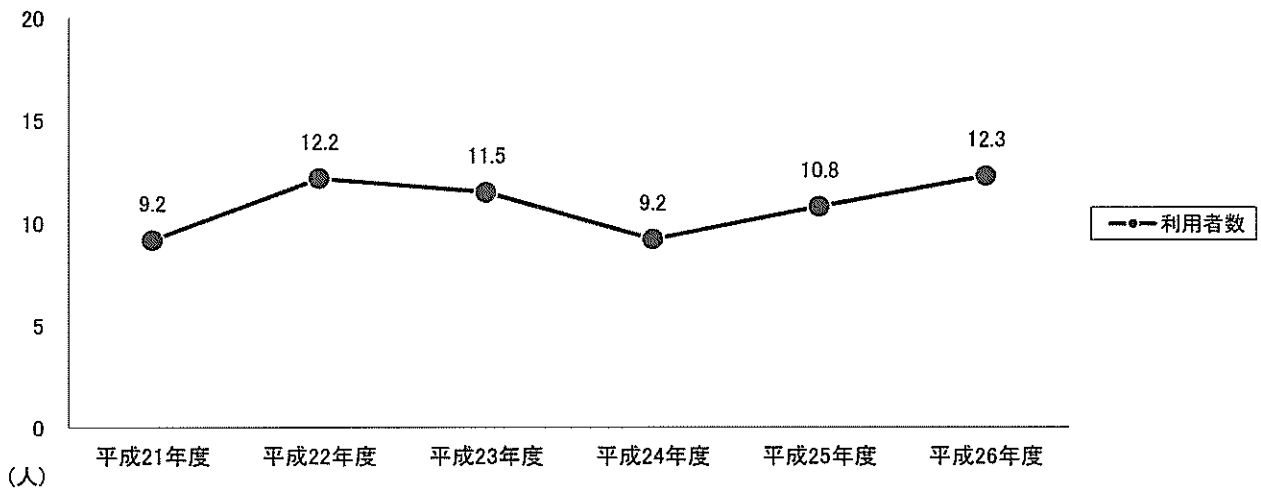
《自立訓練の利用者像》

機能訓練	生活訓練
<p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある方、または難病を患っている方</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方</p> <p>② 特別支援学校を卒業した方であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がいのある方・精神障がいのある方。</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方</p> <p>② 特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方</p> <p style="text-align: right;">等</p>

しゅうろういこうしえん
③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

《就労移行支援の実績（1か月あたり平均）》



※ 平成 26 年度は 4 月～9 月の平均値

第 2 期計画期間の初年度である平成 24 年度の利用者は 9.2 人で、以降は徐々に増加しています。これまで市内に就労移行支援を実施している事業所はありませんでしたが、平成 26 年 10 月に 1 か所が開設しています。

今後は、若干の利用者数の増加を見込み、平成 27 年度から平成 29 年度においては、1 か月あたり 15 人分のサービス量を見込むこととします。

〔サービス見込量〕 ※ 1 か月あたりの利用者数

	25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	利用者数 10.8 人	利用者数 15 人分	利用者数 15 人分	利用者数 15 人分
		利用日数 330 人日分	利用日数 330 人日分	利用日数 330 人日分

※ 1 人あたりの利用日数を 22 日/月で計算

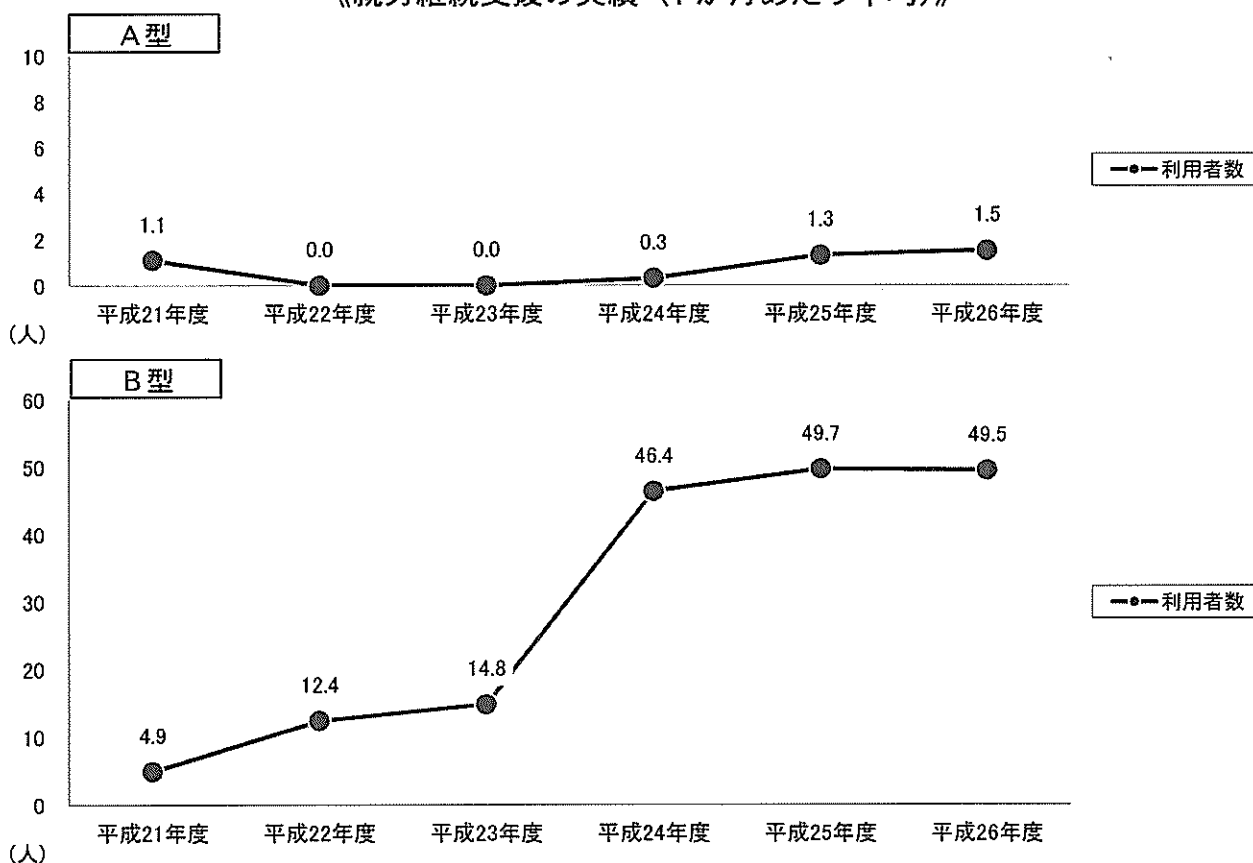
しゅうろうけいぞくしえん
④ 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援のうちA型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

就労継続支援のうちB型は、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

《就労継続支援の実績（1か月あたり平均）》



※ 平成26年度は4月～9月の平均値

平成25年度の就労継続支援A型利用者（1か月あたり平均）は1.3人、就労継続支援B型の利用者（1か月あたり平均）は49.7人となっています。

就労継続支援A型については、県内でもサービスを実施している事業所は少ないものの、若干の利用者増を想定し、平成27年度から平成29年度においては、3人分を見込むこととします。

就労継続支援B型については、特別支援学校の卒業生数等を踏まえ、平成27年度から平成29年度において利用者数が徐々に増えることを見込み、平成29年度におけるサービス見込量は1か月あたり65人分のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援（A型）	利用者数 1.3人	利用者数 3人分 利用日数 66人日分	利用者数 3人分 利用日数 66人日分	利用者数 3人分 利用日数 66人日分
就労継続支援（B型）	利用者数 49.7人	利用者数 55人分 利用日数 1,210人日分	利用者数 60人分 利用日数 1,320人日分	利用者数 65人分 利用日数 1,430人日分

※1人あたりの利用日数を22日/月で計算

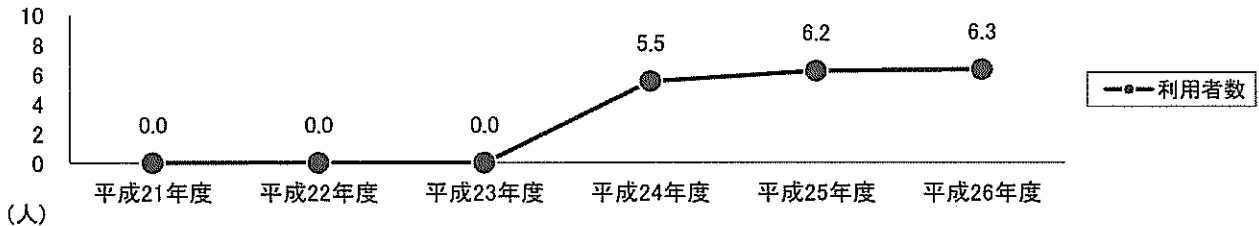
《就労継続支援の利用者像》

A型	B型
<p>次に掲げる方で、企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方(利用開始時65歳未満の方)。具体的には次のような例が挙げられます。</p> <p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった方</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった方</p> <p>③ 企業等を離職した方など就労経験のある方で、現に雇用関係がない方</p> <p>等</p>	<p>次に掲げる方で、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用には結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方</p> <p>① 就労経験がある方であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方</p> <p>② 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された方</p> <p>③ ①②に該当しない方であって、50歳に達している方または障害基礎年金1級受給者</p> <p>④ ①②③に該当しない方であって、一般就労の場やA型事業所による雇用の場が乏しい地域または就労移行支援事業所が少ない地域において、協議会などからの意見に基づいて一般就労への移行が困難と市区町村が判断した方(平成27年3月31日までの経過措置)</p> <p>⑤ 障害者支援施設に入所する方については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市区町村が利用の組み合わせの必要性を認めた方</p> <p>等</p>

りょうようかいご
⑤療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。

《療養介護の実績（1か月あたり平均）》



※ 平成26年度は4月～9月の平均値

本市では、第3期計画期間の平成24年度から平成26年度では6名程度の利用者数となっています。今後若干の利用者数の増加を見込み、平成27年度から平成29年度においては各年度7名とします。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	利用者数 6.2人	利用者数 7人	利用者数 7人	利用者数 7人

《療養介護の利用者像》

療養介護
医療及び常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS(筋萎縮性側索硬化症)*患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者で障害支援区分5以上の方

*印の付いている用語の説明

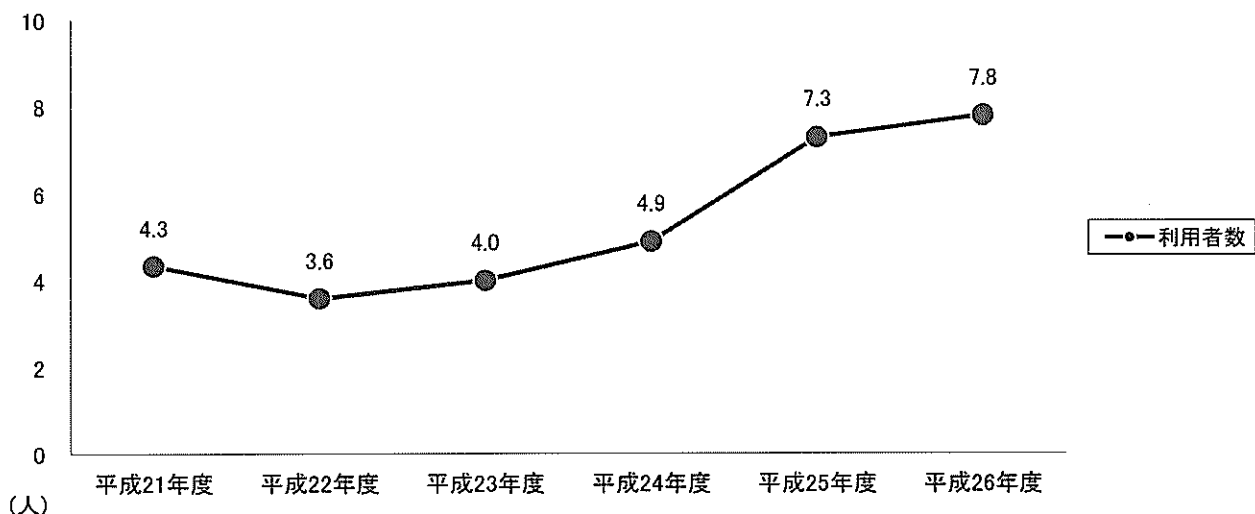
ALS (筋萎縮性側索硬化症)

Amyotrophic lateral sclerosis の略で、重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患。純粋に運動神経のみが侵され、感覚神経や自律神経など、他の系統の神経は侵されない。

たんきにゅうしょ
⑥短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《短期入所の実績（1か月あたり平均）》



※ 平成 26 年度は 4 月～9 月の平均値

平成 25 年度の 1 か月あたりの利用者は 7.3 人（福祉型 6 人，医療型 1 人）となっており、ここ数年はやや増加傾向にあります。

短期入所は、施設や病院から地域移行の促進、アンケート調査結果における潜在ニーズの大きさ等の要素を踏まえると、今後さらに必要性が増してくるサービスであると考えられます。平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、医療型は各年度とも 3 人を見込みますが、福祉型は微増の見込量とします。

【サービス見込量】 ※ 1 か月あたりの利用者数

	25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所（福祉型）	利用者数 6 人	利用者数 8 人分 利用日数 56 人日分	利用者数 9 人分 利用日数 63 人日分	利用者数 10 人分 利用日数 70 人日分
	利用者数 1 人	利用者数 3 人分 利用日数 30 人日分	利用者数 3 人分 利用日数 30 人日分	利用者数 3 人分 利用日数 30 人日分

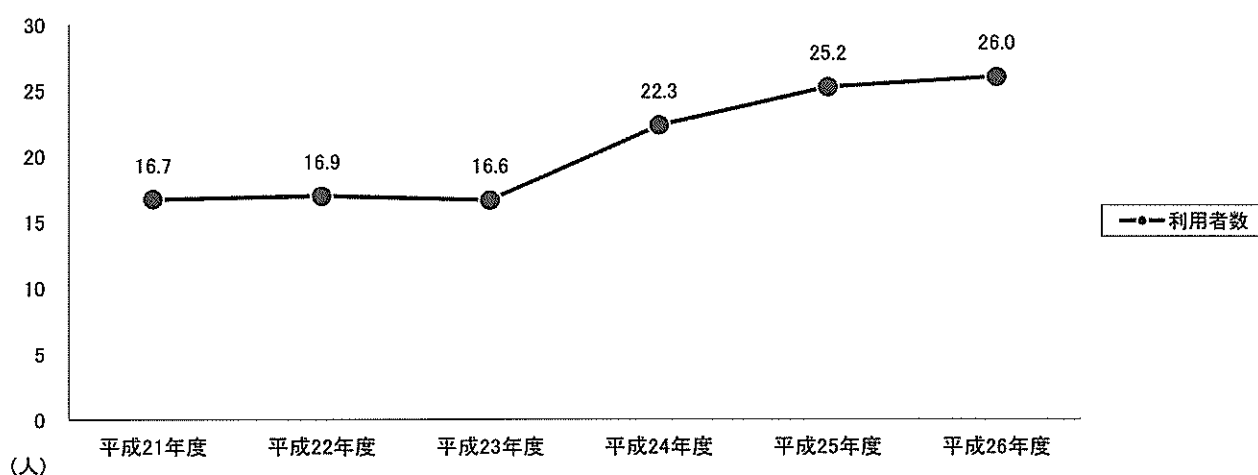
※ 1 人あたりの利用日数を福祉型 7 日／月、医療型 10 日／月で計算

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

従来はグループホームおよびケアホームに区分されていましたが、平成 26 年度からグループホームに一元化されました。主として、夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の援助を行います。

《共同生活援助の実績（1 か月あたり平均）》



※ 平成 26 年度は 4 月～9 月の平均値

平成 25 年度の実績は利用者数 25.2 人で、ここ数年微増の傾向となっています。現在、市内のグループホームは 1 か所で、多くの人が市外のグループホームを利用しているのが実状です。

共同生活援助（グループホーム）は、施設や病院から地域移行の促進、アンケート調査結果における潜在ニーズ（特に知的障がい者で高い利用意向）の大きさ等の要素を踏まえると、今後、さらに必要性が増してくるサービスであると考えられます。平成 27 年度から平成 29 年度にかけては毎年 2 名ずつの増加を想定し、平成 29 年度の利用者を 32 人分見込むこととします。

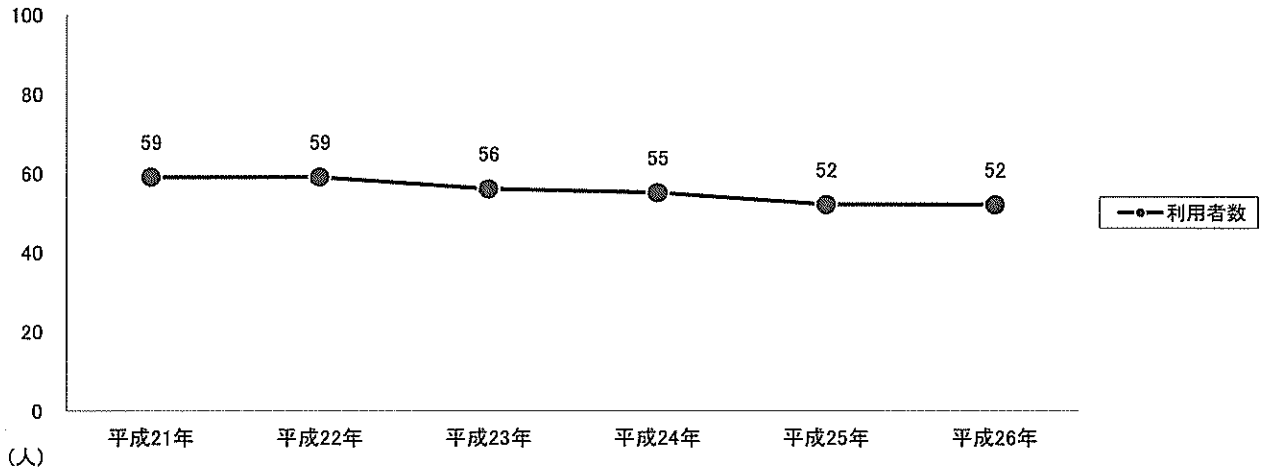
[サービス見込量]

	25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 25.2 人	利用者数 28 人	利用者数 30 人	利用者数 32 人

しせつにゆうしょしえん
②施設入所支援

施設に入所する障がい者に対して、主として、夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

《施設入所支援の実績（1か月あたり平均）》



※ 平成 26 年度は 4 月～9 月の平均値

近年の入所施設から地域生活への移行の取り組みにより、利用者は少しずつ減少しており、平成 26 年度の施設入所者は 52 人となっています。

しかし、地域生活が困難な入所待機者もいるため、第四期計画では微増とし、平成 29 年度において 61 人分のサービス利用を見込むこととします。

[サービス見込量]

	25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	52 人	55 人	58 人	61 人

《施設入所支援の利用者像》

施設入所支援
夜間において、介護が必要な方、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者
① 生活介護利用者のうち、障害支援区分 4 以上の方(50 歳以上の場合は、区分 3 以上)
② 自立訓練または就労移行支援の利用者で、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である方

(4) しょうがいじしえん 障害児支援

① じどうはったつしえん 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

現在、実施している北本市立こども療育センターが、平成 27 年度から「北本市立児童発達支援センター」に生まれ変わり、現在の児童発達支援事業を、「児童発達支援事業」「保育所等訪問支援事業」「保育所等巡回相談支援事業」「親子教室事業」「ことばの相談支援事業」に事業内容を充実させ改編となります。

平成 27 年度以降は、本市の児童発達支援事業の利用者数 15 人分を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1 か月あたりの利用者数

	25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	68 人	利用者数 15 人	利用者数 15 人	利用者数 15 人
		利用日数 330 人日分	利用日数 330 人日分	利用日数 330 人日分

※1 人あたりの利用日数を 22 日/月で計算

② ほうかごとう 放課後等デイサービス

学校の授業終了後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

平成 26 年度には毎月 50 人強の利用があり、平成 27 年度以降、徐々に増えていくことが想定されるため、平成 29 年度に利用者数 95 人を見込みます。

[サービス見込量] ※1 か月あたりの利用者数

	25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
放課後等デイサービス	19 人	利用者数 75 人	利用者数 85 人	利用者数 95 人
		利用日数 1,650 人日分	利用日数 1,870 人日分	利用日数 2,090 人日分

※1 人あたりの利用日数を 22 日/月で計算

ほいくしょうほうもんしえん
③ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保育所等訪問支援	0人	利用者数 20人	利用者数 20人	利用者数 20人
		利用日数 40人日分	利用日数 40人日分	利用日数 40人日分

※1人あたりの利用日数を2日/月で計算

いりょうがたじどうはったつしえん
④ 医療型児童発達支援

障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練を行うサービスです。

本市では実施体制の見込みが立っていませんが、今後、サービスを必要とする方の状況の把握に努めながら、適宜、サービス量を見込んでいくこととします。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
医療型児童発達支援	0人	—	—	—

（5）^{そうだんしえん}相談支援

障害者総合支援法では、相談支援は「計画相談支援」「地域相談支援」に分類されます。

また、児童福祉法では、障害児支援利用計画の作成等を行う「障害児相談支援」が定められています。

相談の種別	概 要
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ○ 継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 ○ 地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ○ 継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

けいかくそうだんしえん
①計画相談支援

サービス利用支援と継続サービス利用支援があります。サービス利用支援は、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。継続サービス利用支援は、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の変更等を行います。

平成 27 年度から、障害福祉サービスの支給決定の際には、「サービス利用計画案」の提出が義務づけられます。現在、市内には計画づくりを行う指定特定相談支援事業者はありませんが、平成 27 年度以降は着実に増えていくと想定され、平成 29 年度には 490 人を見込むこととします。

[サービス見込量]

	25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	115 人	430 人	460 人	490 人

ちいきそうだんしえん
②地域相談支援

地域移行支援と地域定着支援があります。地域移行支援では、障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。地域定着支援では、居宅において単身等の状況で生活する障がい者に対して、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与します。

地域移行支援については、平成 25 年度実績はありませんでした。平成 26 年度には利用者が 1 人あり、平成 27 年度以降も若干の増加を見込むこととします。地域定着支援についてはこれまでの利用実績はありませんが、今後は地域移行支援の利用から地域定着支援へと移行する人を想定し、平成 27 年度以降、各年度 2 人の利用者を見込むこととします。

[サービス見込量] ※ 1 か月あたりの利用者数

	25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域移行支援	0 人	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	0 人	2 人	2 人	2 人

③ しょうがいじそうだんしえん
障害児相談支援

障害児相談支援には、障害児支援利用計画案を作成する「障害児支援利用援助」と、障害児支援利用計画の検証等を行う「継続障害児支援利用援助」があります。

平成 26 年度には、障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助とを合わせ毎月約 100 名の利用があり、平成 27 年度以降、徐々に増えていくことが想定されるため、平成 29 年度に利用者数 130 人を見込みます。なお、見込量は各年度とも、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」のサービス量見込みを合計した人数としています。

[サービス見込量]

	25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児相談支援	0 人	110 人	120 人	130 人

6 ちいきせいかつしえんじぎょう みこ 地域生活支援事業の見込み

障害者総合支援法で市町村が行うこととされている地域生活支援事業の計画期間におけるサービス見込については、これまでの利用実績やアンケート調査の結果、国・県の基本的な考え方等を踏まえ、次のとおり推計しました。

(1) そうだんしえんじぎょう 相談支援事業

障がいのある人やその家族が抱える様々な問題についての相談支援体制を整えていくことは、障がいのある人の地域生活を支える上で大切なことです。アンケート調査の結果でも、相談支援に対する期待が大きく表れています。

本市では、平成19年度に障害者相談支援事業を2箇所を実施し、鴻巣市と共同で自立支援協議会を設置しました。

今後も、引き続き、相談支援体制を充実させ、障がいのある人が主体的にサービスを選び、自立した地域生活を継続できるよう努めます。

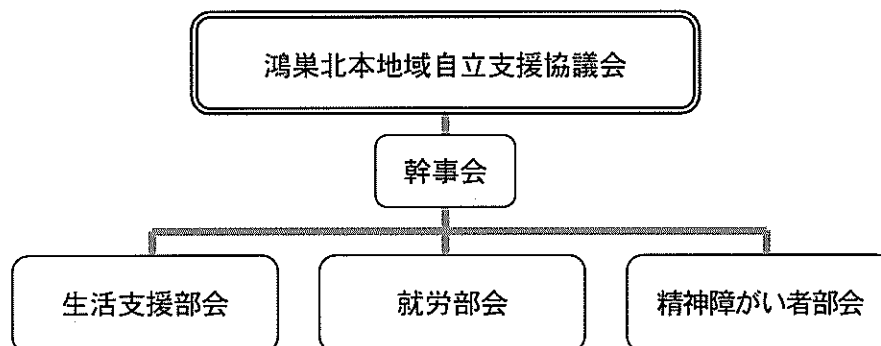
また、障がいのある人やその家族からの専門的な相談に対応できる相談支援事業者を確保するとともに、市と相談支援事業者との連携を強化し、役割分担を明確にするように努めます。

さらに、相談支援体制を構築していくための中心的な役割として自立支援協議会を位置づけ、相談支援事業をはじめとする本市の実情にあった地域福祉システム（情報提供～相談支援～サービス提供）の構築についても協議を進めていきます。

[サービス見込量]

	25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	実施
地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施

《鴻巣北本地域自立支援協議会の組織図》



なお、障害者総合支援法の規定により、市町村は「基幹相談支援センター」を設置することができることとなりました。

本市においても、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である「基幹相談支援センター」の設置に向けた検討を引き続き進めています。

《障害者相談支援事業》

事業の概要
地域の障がい者等(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児)の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。本市では、現在、2箇所の指定相談支援事業者に委託して、事業を行っています。

《成年後見制度利用支援事業》

事業の概要
障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図る。

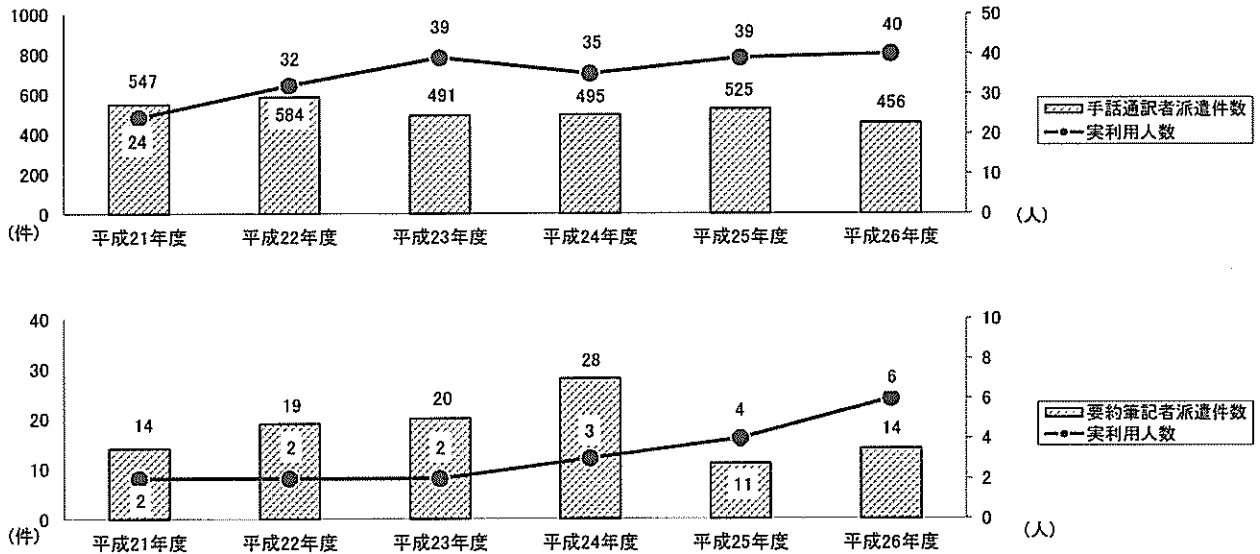
(2) 意思疎通支援事業

(平成 24 年度までは、コミュニケーション支援事業)

聴覚障がい者等のコミュニケーションを保障し、自立と社会参加を促進するために、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

平成 25 年度の派遣件数は、手話通訳者 525 件 (利用実人数 39 人)、要約筆記者 11 件 (利用実人数 4 人) となっています。

《コミュニケーション支援事業・意思疎通支援事業の実績 (年間)》



※ 平成 26 年度は 4 月～9 月の平均値

今後も、定期的に手話通訳者養成のための講座を開催し、手話通訳者の確保に努めます。また、要約筆記者については、派遣機関との連携により、サービス提供の体制の確保に努めます。

平成 29 年度のサービス量については、年間の手話通訳者派遣は利用実人数 43 人、派遣件数 516 件、要約筆記者派遣は利用実人数 9 人、派遣件数 23 件を見込むこととします。

[サービス見込量] ※年度ごとの利用実人数、派遣件数

	25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者派遣	利用実人数 39 人	利用実人数 41 人	利用実人数 42 人	利用実人数 43 人
	派遣件数 525 件	派遣件数 492 件	派遣件数 504 件	派遣件数 516 件
要約筆記者派遣	利用実人数 4 人	利用実人数 7 人	利用実人数 8 人	利用実人数 9 人
	派遣件数 11 件	派遣件数 18 件	派遣件数 20 件	派遣件数 23 件

(3) 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人に対し、日常生活用具を給付します。

給付等実績は増加傾向にあり、平成 25 年度は 849 件、平成 26 年度は 1,253 件の見込みです。

今後も、障がいのある人が必要とする日常生活用具の情報を提供し、日常生活用具を必要とする人へ、適切に給付するように努めます。

なお、平成 29 年度のサービス量については、年間 1,531 件の利用を見込むこととします。

①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

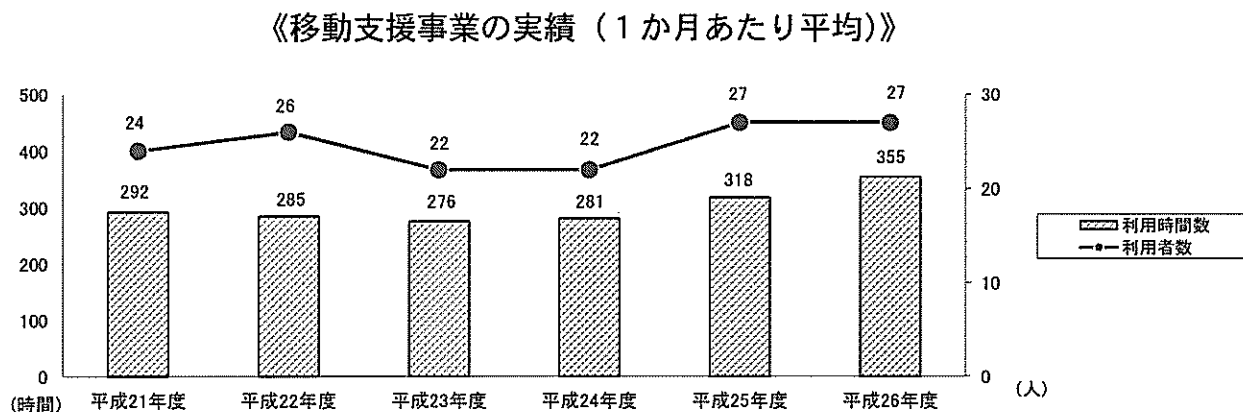
[サービス見込量] ※ 年度ごとの給付件数

	25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	1件	7件	8件	9件
自立生活支援用具	10件	20件	23件	26件
在宅療養等支援用具	8件	10件	13件	16件
情報・意思疎通支援用具	13件	17件	20件	23件
排泄管理支援用具	814件	1,284件	1,368件	1,452件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3件	5件	5件	5件
合計	849件	1,343件	1,437件	1,531件

いどうしえんじぎょう
(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な人について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための個別移動支援を行います。

平成 25 年度の 1 か月あたり平均の利用人数は 27 人、利用時間は 318 時間となっています。



※ 平成 26 年度は 4 月～9 月の平均値

今後も、移動支援事業の必要量を的確に把握し、必要とする人へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。また、障がい者が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者が専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけています。

本市では、平成 29 年度の 1 か月あたりの利用人数は 33 人、利用時間は 413 時間を見込むこととします。

[サービス見込量] ※ 1 か月あたり利用人数、利用時間

	25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	利用実人数 27 人	利用実人数 29 人	利用実人数 31 人	利用実人数 33 人
	利用時間 318 時間	利用時間 363 時間	利用時間 388 時間分	利用時間 413 時間分

※ 1 人あたりの利用時間を 12.5 時間/月で計算

(5) ちいきかつどうしえんせんたー 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置しています。

現在、「地域活動支援センターかばざくら」(市内)と「生活支援センター夢の実」(鴻巣市)の2か所の地域活動支援センターがあります。どちらも精神障がい者の利用が中心となっていますが、知的障がい者の利用もあります。

今後は、その他の日中活動系のサービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等)の実施状況や、市内における様々な日中の活動の状況を把握しながら、障がいのある人たちの日中活動の場の確保に努めていきます。

[サービス見込量] ※利用者数は1か月あたりの実利用人数

	25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター	2か所 26人	2か所 28人	2か所 30人	2か所 32人

(6) りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう 理解促進研修・啓発事業

障がい者等に対する理解を深めるための研修や啓発を通じて、地域住民への働きかけを行います。

「第二次北本市障害者福祉計画 中間年の見直し(平成24年3月)」では、基本目標1として「誰もが参加し活動するまちづくりをめざして」を掲げています。「きたもと福祉まつり」等のふれあいの機会によって、今後も障がい者等に対する市民の理解が深まるよう取り組みを進めます。

(7) じはつてきかつどうしえんじぎょう 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民による自発的な取り組みを支援します。

ボランティアの普及・育成を進めるほか、障がい者や介護者同士の情報交換・交流の場の確保に努めます。また、障がい者等の災害弱者の円滑な避難誘導・救助に向けて、地域ぐるみの協力体制の確立を図ります。

(8) その他の事業

①訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な身体障がい者に対して、特殊浴槽を使用して、自宅での入浴サービスを提供します。

利用実績は、平成 24 年度が 2 人、平成 25 年度が 3 人、平成 26 年度は 4 人の見込みです。

平成 29 年度のサービス量については、これまでの実績と重度障がい者の増加傾向を踏まえ、年間 7 人の利用を見込むこととします。

[サービス見込量] ※年度ごとの利用人数

	25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	3 人	5 人分	6 人分	7 人分

②更生訓練費給付事業

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方（ただし、障害福祉サービスに係る利用者負担額の生じない方、またはこれに準ずるとして市が認めた方）に、更生訓練費を給付します。

平成 24 年度の 1 か月あたりの実利用人員は 1 人、平成 25 年度は利用がなかったものの平成 26 年度は 3 人となっています。

平成 29 年度のサービス量については、これまでの実績を踏まえ、1 か月あたり 3 人の利用を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1 か月あたりの利用人数

	25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
更生訓練費給付事業	0 人	3 人分	3 人分	3 人分

③ にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業

見守り及び障がい者の家族の就労支援、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人に日中活動の場を提供します。

平成 24 年度の 1 か月あたりの実利用人員は 2 人、平成 25 年度は 1 人、平成 26 年度は 2 人となっています。

平成 29 年度のサービス量については、多少の増加を想定し、1 か月あたり 5 人の利用を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1 か月あたりの利用人数

	25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	1 人分	5 人分	5 人分	5 人分

さーびすみこみりょういちらん
 《サービス見込量一覧》

しょうがいふくしきーびす
 【障害福祉サービス】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備 考
訪 問 系 サ ー ビ ス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数 70 人 利用時間 1,750 時間	利用者数 75 人 利用時間 1,875 時間	利用者数 80 人 利用時間 2,000 時間	1 か月あたりの利用者数、利用時間 1 人あたりの利用時間を 25 時間/月で計算
日 中 活 動 系 サ ー ビ ス	生活介護	150 人 3,000 人日分	155 人 3,100 人日分	160 人 3,200 人日分	1 か月あたりの利用者数、利用日数 1 人あたりの利用日数を 20 日/月で計算
	自立訓練（機能訓練）	3 人 66 人日分	3 人 66 人日分	3 人 66 人日分	1 か月あたりの利用者数、利用日数 1 人あたりの利用日数を 22 日/月で計算
	自立訓練（生活訓練）	5 人 110 人日分	5 人 110 人日分	5 人 110 人日分	
	就労移行支援	15 人 330 人日分	15 人 330 人日分	15 人 330 人日分	
	就労継続支援（A型）	3 人 66 人日分	3 人 66 人日分	3 人 66 人日分	
	就労継続支援（B型）	55 人 1,210 人日分	60 人 1,320 人日分	65 人 1,430 人日分	
	療養介護	7 人	7 人	7 人	1 か月あたりの利用者数
	短期入所（福祉型）	8 人 56 人日分	9 人 63 人日分	10 人 70 人日分	1 か月あたりの利用者数、利用日数 1 人あたりの利用日数を 7 日/月で計算
短期入所（医療型）	3 人 30 人日分	3 人 30 人日分	3 人 30 人日分	1 か月あたりの利用者数、利用日数 1 人あたりの利用日数を 10 日/月で計算	
居 住 系 サ ー ビ ス	共同生活援助（グループホーム）	28 人	30 人	32 人	—
	施設入所支援	55 人	58 人	61 人	—

しょうがいふくしきサービス
【障害福祉サービス】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備 考
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	15 人 330 人日分	15 人 330 人日分	15 人 330 人日分	1 か月あたりの 利用者数、利用 人日
	放課後等デイサービス	75 人 1,650 人日分	85 人 1,870 人日分	95 人 2,090 人日分	1 人あたりの利 用日数を 22 日 ／月で計算
	保育所等訪問支援	20 人 40 人日分	20 人 40 人日分	20 人 40 人日分	1 か月あたりの 利用者数、利用 人日 1 人あたりの利 用日数を 2 日／ 月で計算
	医療型児童発達支援	—	—	—	—
相 談 支 援	計画相談支援	430 人	460 人	490 人	—
	地域移行支援	2 人	2 人	2 人	1 か月あたりの 利用者数
	地域定着支援	2 人	2 人	2 人	1 か月あたりの 利用者数
	障害児相談支援	110 人	120 人	130 人	—

ちいきせいかつしえんじぎょう
【地域生活支援事業】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備 考
相談支援事業	障害者相談支援事業	2 箇所	2 箇所	2 箇所	—
	成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	—
	地域自立支援協議会	実施	実施	実施	—
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣	利用実人数 41 人 派遣件数 492 件	利用実人数 42 人 派遣件数 504 件	利用実人数 43 人 派遣件数 516 件	年度ごとの利用実人数、派遣件数
	要約筆記者派遣	利用実人数 7 人 派遣件数 18 件	利用実人数 8 人 派遣件数 20 件	利用実人数 9 人 派遣件数 23 件	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	7 件	8 件	9 件	年度ごとの給付件数
	自立生活支援用具	20 件	23 件	26 件	
	在宅療養等支援用具	10 件	13 件	16 件	
	情報・意思疎通支援用具	17 件	20 件	23 件	
	排泄管理支援用具	1, 284 件	1, 368 件	1, 452 件	
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	5 件	5 件	5 件	
	合計	1, 343 件	1, 437 件	1, 531 件	
移動支援事業		利用実人数 29 人 利用時間 363 時間	利用実人数 31 人 利用時間 388 時間分	利用実人数 33 人 利用時間 413 時間分	1 か月あたり利用人数、利用時間 1 人あたりの利用時間を 12.5 時間/月で計算
地域活動支援センター		2 か所 28 人	2 か所 30 人	2 か所 32 人	1 か月あたりの実利用人数
その他の事業	訪問入浴サービス事業	5 人分	6 人分	7 人分	年度ごとの利用人数
	更生訓練費給付事業	3 人分	3 人分	3 人分	1 か月あたりの利用人数
	日中一時支援事業	5 人分	5 人分	5 人分	1 か月あたりの利用人数

(1) 訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）のサービス見込量を確保するための方策です。

- アンケート調査の結果によると、居宅介護や行動援護の利用意向は高く利用の拡大が見込まれるため、サービス提供体制の一層の拡充に努めます。
- 障害福祉サービス事業者だけでなく介護保険事業などの事業者に対しても呼びかけや情報提供を行うなど、見込量の確保に努めます。
- サービスを必要とする人たちが、適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者が専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけていきます。
- 就業していないヘルパー資格等を持つ人や、地域の潜在的な人材を発掘し、サービス提供のための人材確保の支援に努めます。
- 高齢の障がい者の場合は、介護保険サービスを利用しているケースもあります。障がいの特性および個々の状況に即して対応できるよう、ケアプラン・サービス利用等計画に基づいて必要性を勘案し、必要な調整を実施します。また、介護保険サービス事業者に対しては、障害福祉サービスへの理解を求めています。
- 様々な困難事例への対応等を支援するため、自立支援協議会において定期的な協議・調整を行っていきます。その際には、必要に応じて、当該困難事例の支援関係者等による個別ケア会議を開催します。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）のサービス量を確保するための方策です。

- 市内あるいは近隣市で活動する社会福祉法人等の動向の把握に努め、関係団体、関係機関と連携を図りながら、市内における日中活動系サービス事業所の充実に向け取り組みます。

- 継続的な就労を支援する施設に対し、作業工賃を伸ばすための事業の支援に努めます。また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」を踏まえ、障がい者就労施設等からの物品調達を推進することにより、施設の安定的な運営を支援します。
- アンケート調査の結果によれば、身体障がい者及び知的障がい者においては、短期入所(ショートステイ)の利用意向が大きく出ていることから、サービスを利用しやすい環境の整備に努めます。
- 北本市障がい者就労支援センターの機能を強化し、ハローワーク、埼玉障害者職業センター、特別支援学校等の関係機関と連携しながら、障がいのある人の就労の機会の拡大を図り、安心して働き続けられるよう支援の充実を図ります。

(3) きょじゅうけいさーびす 居住系サービス

居住系サービス(共同生活援助、施設入所支援)のサービス見込量を確保するための方策です。

- 市内あるいは近隣市で活動する社会福祉法人等の動向の把握に努め、市内におけるグループホームの設置を呼びかけていきます。
- 埼玉県の「第4期障害者福祉計画(平成27年度～平成29年度)作成に係る県の考え方」に沿い、県と十分に調整のうえ、施設入所支援を進めていきます。

※注 「第4期障害者福祉計画(平成27年度～平成29年度)作成に係る県の考え方」では、入所施設に関し、「地域生活への移行支援を推進する観点から、基本的には新たな入所施設の整備は行わず、現在入所している方々が円滑に地域生活に移行できるような体制の整備を進めるとともに、施設入所支援を必要とする障害者の状況を勘案し、埼玉県全域で、広域的に施設数の調整を行う。」とされています。

(4) ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業

地域生活支援事業の見込量を確保するための方策です。

① そうだんしえんじぎょう 相談支援事業

- 障がい者やその家族からの相談に応じるため、専門的な相談に対応できる相談支援事業者の確保に努めます。なお、引きこもり状態の人をはじめ、さまざまな事情でサービス利用に結びついていないものの課題や困難を抱えている人や家族に対しても、適切な支援を行えるよう、事業者と連携し相談支援体制の充実を図ります。
- 市と相談支援事業者との連携を強化するとともに、役割分担を明確にするように努めます。
- 地域自立支援協議会を活用し、相談支援体制の充実と関係機関の連携の強化に努めます。
- また、障がいのある人同士や家族同士によるピアカウンセリング・ピアサポート（自分の体験を語り、必要な情報を共有したり、共通した悩みや問題の解決に協同して取り組んだりする）なども含め、身近な地域における相談体制を充実させていけるよう検討を進めていきます。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である「基幹相談支援センター」の設置に向けた検討を引き続き進めていきます。

② いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業

- 定期的に手話通訳者養成のための講座を開催し、手話通訳者の確保に努めます。
- 要約筆記者については、派遣機関との連携により、サービス提供の体制の確保に努めます。

③ にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう 日常生活用具給付等事業

- 障がいのある人が必要とする日常生活用具の情報を提供し、日常生活用具を必要とする人へ、適切に給付するように努めます。

④^{いどうしえんじぎょう}移動支援事業

- 移動支援事業の必要量を的確に把握し、必要とする人へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。
- 障がい者が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者が専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけています。

⑤^{ちいきかつどうしえんせんたーじぎょう}地域活動支援センター事業

- 地域で生活する障がい者に対して創作的活動や生産活動の機会の提供などを行う場の拡充に努めます。
- 地域活動支援センター事業を行う事業者に対して、事業の支援に努めます。

さくていけいか
(1) 策定経過

年 月 日	内 容	策 定 委 員 会	策 定 幹 事 会
平成26年 9月24日	第1回 策定委員会 (1) 計画の概要 (2) 策定スケジュール (3) アンケート調査票について	第1回	
10月20日～ 11月7日	障害者実態調査（アンケート調査）の実施 対象者：身体障害者所持者 727名 療育手帳所持者 142名 精神障害者保健福祉手帳所持者 131名 合 計 1,000名 回収数 570件（回収率57.0%）		
12月17日	第2回 策定委員会 (1) アンケート調査結果（速報）について (2) 第三期障害福祉計画における事業進捗状況及び第四期 障害福祉計画におけるサービス見込量について (3) 障害者の「害」の字をひらがな表記にすることにつ いて (4) 鴻巣北本地域自立支援協議会で意見を求めることにつ いて	第2回	
平成27年 1月18日	第3回 策定委員会 (1) 第三期障害福祉計画における事業進捗状況及び第四期 障害福祉計画におけるサービス見込量（地域生活支援事 業等）について (2) 北本市第四期障害福祉計画（素案）について (3) パブリック・コメントについて	第3回	
2月9日～ 3月9日	パブリック・コメントの実施		
2月18日	第1回 策定幹事会 (1) 計画策定の概要について (2) 北本市第四期障害福祉計画（素案）について		第1回
3月25日	第4回 策定委員会 (1) パブリック・コメントの結果について (2) 北本市第四期障害福祉計画について	第4回	

※策定委員会＝北本市第四期障害福祉計画策定委員会
※策定幹事会＝北本市第四期障害福祉計画策定幹事会

きたもとしだいにきしょうがいふくしけいかくさくていいんかいせっちきてい
(2) 北本市第四期障害福祉計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく北本市第四期障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、広く市民や関係者の意見を求め、障害者のニーズに即した総合的な計画とするため、北本市第四期障害福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他計画の策定に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものについて、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域及び福祉関係団体の代表者
- (2) 医療関係機関の代表者
- (3) 知識経験者
- (4) 北本市民の代表
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要であると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、保健福祉部障がい者福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、策定委員会に必要な事項は市長が定める。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

きたもとしだいにきしょうがいふくしけいかくさくていいんかいいんめいぼ

(3) 北本市第四期障害福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属
地域及び福祉関係団体 【1号委員】	赤 沼 幹 江	北本市民生委員・児童委員 東間深井地区民児協 会長
	田 島 和 生	北本市自治会連合会 会長
	鈴 木 洋 行	北本市社会福祉協議会 事務局次長
	長 島 幸 枝	北本市手をつなぐ親の会 会長
	加 藤 昭 夫	北本市身体障害者福祉会 会長
	坂 本 輝 之	北本市聴覚障害者協会 事務局長
	佐 川 まこと	NPO法人北本福祉の会かがやきの郷 代表理事
	須 藤 貴 子	NPO法人すきっぷ 理事長
医療関係機関 【2号委員】	平 尾 良 雄	桶川北本伊奈地区医師会 ひらお内科クリニック 院長
知識経験者 【3号委員】	新 井 保 好	社会福祉法人ひふみ会 理事・顧問
市民公募委員 【4号委員】	唐 住 尚 司	公募市民
市職員 【5号委員】	加 藤 功	北本市保健福祉部長

きたもとしだいよんきしょうがいふくしけいかくさくていかんじかいせっちきてい
(4) 北本市第四期障害福祉計画策定幹事会設置規程

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく北本市第四期障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、北本市第四期障害福祉計画策定幹事会（以下「策定幹事会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定幹事会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定に必要な資料の収集及び必要な事項の調査研究に関すること。
- (2) 計画の原案の作成に関すること。
- (3) その他計画の策定に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定幹事会は、幹事13人をもって組織する。

2 幹事は、別表に定める職にある者をもって充てる。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

4 幹事長は保健福祉部長にある者をもって充て、副幹事長は幹事長が指名する。

(任期)

第4条 幹事の任期は、任命の日から計画の策定が終了する日までとする。ただし、幹事が欠けた場合における補欠幹事員の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第5条 幹事長は幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が招集し、その議長となる。

2 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の関係職員の出席を出席させ、意見を聴き又は資料を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定幹事会の庶務は、保健福祉部障がい者福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、策定幹事会に関し必要な事項は幹事長が定める。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

(5) 北本市第四期障害福祉計画策定幹事会幹事名簿

役職	氏名	所属	職名
幹事長	加藤 功	保健福祉部	部長
副幹事長	田中正昭	保健福祉部	副部長
幹事	佐藤健市	政策推進課政策推進担当	主幹
幹事	長嶋太一	財政課財政担当	主幹
幹事	根岸学	くらし安全課自治・コミュニティ・消防防災担当	主幹
幹事	安田充	市民課戸籍担当	主幹
幹事	松永宏行	産業観光課観光推進担当	主幹
幹事	黒岩多恵子	こども療育センター	所長
幹事	八巻美津代	高齢介護課高齢者福祉担当	主幹
幹事	小池智子	健康づくり課保健予防・業務担当	主幹
幹事	大塚敏晃	都市計画課都市計画担当	主幹
幹事	須郷聖子	学校教育課指導担当	主幹
幹事	関口利夫	生涯学習課社会教育担当	主幹

きたもとしだいよんきしょうがいふくしけいかく
北本市第四期障害福祉計画

へいせいねんがつほつこう
平成27年3月発行

発行 北本市保健福祉部障がい者福祉課
〒364-8633 埼玉県北本市本町 1-111
TEL： 048-591-1111（代表）
FAX： 048-592-5997